

令和3年第2回土別市議会定例会会議録（第2号）

令和3年6月15日（火曜日）

午前10時00分開議

午後 2時40分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（16名）

副議長	1番	井上久嗣君	2番	真保誠君
	3番	苔口千笑君	4番	村上緑一君
	5番	喜多武彦君	6番	西川剛君
	7番	十河剛志君	8番	佐藤正君
	9番	谷守君	10番	渡辺英次君
	11番	丹正臣君	12番	国忠崇史君
	13番	大西陽君	14番	谷口隆徳君
	16番	山居忠彰君	議長	17番 遠山昭二君

出席説明員

市長	牧野勇司君	副市長	相山佳則君
総務部長	中舘佳嗣君	市民自治部長	藪中晃宏君
健康福祉部長	田中寿幸君	経済部長	鴻野弘志君
建設水道部長	千葉靖紀君		

教育委員会 教育委員長	中峰寿彰君	教育委員会 生涯学習部長	三上正洋君
----------------	-------	-----------------	-------

病院 副院長 事業 管理者	三好信之君	経営管理部長	東川晃宏君
------------------------	-------	--------	-------

事務局出席者

議会事務局長
議会事務局
総務課主任
査

穴田義文君
中井聖子君

議会事務局
総務課主任
議会事務局
総務課主任

岡崎浩章君
駒井靖亮君

(午前10時00分開議)

○議長（遠山昭二君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（遠山昭二君） ここで事務局長より諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（遠山昭二君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

議長の手元まで一般質問通告書を提出された方は8名であります。あらかじめ決定しております順序に従い順次質問を許します。

13番 大西 陽議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 早速、通告に基づいて一問一答方式で一般質問を行います。

最初に、牧野市政12年間の自身の想いについてであります。

市長3期目の任期満了日まで残すところ100日余りとなることから、今の思いを何点かお尋ねいたします。

牧野市長は、2009年9月29日に市職員及び市議会議員を経て、新士別市の第2代市長に就任されました。それまで、1990年と1998年の2度の市長選挙で苦杯をなめた経過にあります。その後、2013年と2017年にそれぞれ無投票で再選され、本年9月に任期満了を迎えるに当たり、在任期間3期12年間に区切りとして、次期市長選挙に不出馬の意向を本年4月に正式に表明されました。

市長は、対話、調和、市民の輪を政治理念として、市民と約束したまちづくりマニフェストで、やさしいまちの健康長寿日本一と子育て日本一、たくましいまちの個性あるまち日本一と足腰の強い地域産業の推進、あたらしいまちの新たな時代に向けてと地域力の発揮を基本に市政の運営に当たってきましたが、それぞれの項目で主な実績をどのように捉えておられるのか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

市長は政治姿勢として、積極的な情報公開による清新で明るいガラス張りの市政、市民との対話を基本に、市民参加による市民が主役の市政、政党・政派に偏らず、幅広い政策と主張を取り入れ、市民党で公平・公正な市政を基本に、10年先に立って今を見る先見力、決断力、実行力、発信力を発揮し、柔軟な発想と情熱を持って市政運営に全力投球するとしていましたが、このことを貫くことができたのか、現時点で自身の評価も含めた思いをお伺いいたします。

最後に、本年9月に退任するに当たり、現時点で将来の士別市に思うことがあれば、ぜひこの機会にお聞かせをいただきたいと思えます。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 大西 陽議員から牧野市政12年間の私自身の思いということで、マニフェストの実績、市長の政治姿勢を貫くことができたのかどうか、士別の将来に思うことはということで御質問をいただきました。かいつまんでそれぞれ答弁申し上げたいのでありますが、市長自身の思いということについても御質問を賜っていますので、この機会に少し時間をいただきまして、振り返りながら答弁をさせていただきたい、このように考えます。

これは私の3期目のまちづくりマニフェスト2017であります。3回市長選挙を当選させていただいていますので、マニフェストについては3度つくらせていただいています。まちづくりマニフェストの年数を変えているだけで、一面の表紙は変わってございません。私の政治理念は、対話、調和、市民の輪、3つの「わ」をもって、これを原点としてまちづくりを進める。政治姿勢については、ガラス張りの市政を貫く、市民が主役のまちづくりを進める、そして市民党として公平・公正に市政執行を行う、これを政治姿勢として今日まで進んできたところであります。

そこで、政治理念・姿勢を貫くために何を行ったのかといいますと、私は市長に就任をして一番最初に実施に向けて力を注いだのは、まちづくり基本条例です。すぐ市民の委員会をつくり上げまして、おおよそ2年少しかかって幅広い分野にわたって議論をお願いし、そして私が就任したのが2009年、平成21年でありますから、平成24年の4月にこの条例を施行いたしました。

この条例の原点というのは、市民が主役のまちをつくるということでありまして。私は、市政というのは、市民が、市民のために、市民が創る。これを原点としてずっと、市長選挙39歳で立起したときから、47歳で2度目のチャレンジ、そして58歳で3度目のチャレンジで、51票差という僅差で市長に就任をさせていただいたのでありますが、この姿勢は当初チャレンジしたときからの持ち続けているものであります。これを実現するためには、まちづくり基本条例をつくって、そして情報共有と市民自治をしっかりと根づかせる、これが基本でありますので、まずはこの条例の制定を行いました。

それから、無所属市民党、これを貫いてまいりました。市民代表である、今日ここにいらっしゃる議員の皆様方、士別市議会を最重視をして、政党、政派に偏ることなく、幅広い政策や主張を市民の皆様方からも取り入れて、公平・公正な市政を推進してきたと、今でも自負をしているところであります。

それと、後ほど申し上げますけれども、市民との契約書であるまちづくりマニフェスト、これをしっかりと掲げてまいりました。特に、このまちづくりマニフェストというのは、市長に立起される方については4年間の目標、マニフェストをつくり上げるのが原点だと思っておりますから、市長に就任された方が、士別市の最上位計画である総合計画としっかりと連動させながらその実現を図る、これが基本だと思いましたので、今までまちづくり総合計画10か年間であったものを、4か年間、4か年間、実行計画、展望計画、8年計画に切り替えてこれを

進めてきたところでございます。

そういったことから、私の任期は9月24日まででありますので、新しい総合計画の4年に1度のローリングが具体的に今進められている。そして新しい市長のマニフェストも加えて、新しい実行計画が来年の4月から4年間スタートする、こういうことでもあります。

私はとにかく、座して待つのではなくて、精力的に市民の輪の中に入ることを職員に申し上げながら、自らも実行してきたつもりであります。対話、調和、市民の輪を、この3つの「わ」を基本としながら進んでまいりました。

私は3期12年間、有言実行、これを座右の銘として、住民福祉の増進を図るために、愛郷心と情熱、スピード感を持って日々全力投球してきたつもりでございます。もちろん、後ほど申し上げますけれども、そこには職員も含めた10年先に立って今を見る先見力をしっかり持ち続けるべきだということ。それから、市長として、職員として、議会としての決断力、実行力、なおかつ発信力。発信力については、今日も地元の記者の皆さん方お見えでありますけれども、幅広い分野にわたって、指摘も含めながら、政策提言も含めて地域住民の皆さん方に発信をしていただいたことも感謝申し上げます次第でありますし、私も12年間の中で各種期成会等々の会長、あるいはまた、本来でありますと4年間であったわけではありますが、先般退任をするということで代わっていただきましたけれども、全道市長会の要職である副会長を2年間担当させていただいて、全道、全国にその立場をもって大きな大きな発信もしてきたところでございます。そういった意味で、こういった先見力、判断・実行力、そして発信力を持ちながら、全力投球をしてきた思いでいっぱいあります。

ただ、評価については、これは、自分自身は全力投球を行ってまいりましたけれども、市民の皆様方に委ねるところであります。

そこで、まちづくりマニフェストについてであります。このマニフェストの3本の木も、全く1期目、2期目、3期目変わってございませぬ。やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちです。

1期目は、しっかりとこのマニフェストに実をつけるということで政策を発表いたしました。実行できたものについては、根本に全部記載をしています。2期目は、その実を成熟をさせる。そして現在の3期目、収穫をする。そして新しい実をつけるということで、このマニフェストをつくり上げながら進んできたところであります。

そこで、私も議員としても約20年間、5期にわたって、今ここにいらっしゃる議員の皆様方と同じような立場で、厳しい質問などもずっとさせていただきながら進んできたところでありますが、私は2009年、平成21年に市長に就任をさせていただいたときに、土別の行財政状況というのは、ひょっとすると今よりも厳しかったかもしれません。私の20年間、樫木市政、そして田苅子市政の下で議員として各予算もチェックしたのでありますけれども、土別市の財政状況が楽だったことは、ただの一度もございませぬ。特に今と同じように冬期間の除排雪の予算なんかは、第3回の定例会に繰越しをしながら組むというのが、これはもう当然のことに行わ

れていたのが現実であります。

特に就任したときの財政状況というのは、財政調整基金の残高は6億円でした。今は10億円ございます。ただ、起債の残高とはこれはまた別問題でありますけれども。

それから、平成16年に小泉内閣は、研修医制度、病院の先生の研修医制度を変更いたしました。今までは、大学を卒業すると、その大学で研修をしたんです。ですから士別の市立病院にも旭川医大から多くの先生の派遣を固定医としていただいたのでありますが、どこに行っても研修しても結構ですという制度に変わりました。このことによって、各医育大学は生徒が残らなくなって、民間の有名な大学にどんどんどんどん研修で入るものでありますから、地域医療は大変な状況になりました。その制度の始まった平成16年、市立病院の固定医は26人です。私が就任をさせていただいた平成21年、18人です。そして現在11人ということでございます。

病院の経営、そのときも相当な悪化をしていて、不良債務が十三、四億円たまっていたのを解決をしながら進めていたのが現実でありますから、そういった意味では病院の先行きが極めて不透明であったと。

あわせて、合併をして、ちょうど私が5年目になったときでありますので、合併特例債、活用は約60億円、10年間という決まりがございましたので、そういった意味では、この庁舎ももちろんなのでありますが、環境センターをはじめ、数多くのハード事業を集中して行わなければならない。こういうときに突入をしたのも事実であります。

また、人口減少社会を迎える。あわせて、今と同じように議員の皆様方、職員の方々、人件費の削減、今と同額、4年間実施をしているさなかでもあったのであります。

そんなときに就任をさせていただいたのでありますけれども、私が一番重要課題として掲げたのが、地域医療の充実です。私はどこに行っても申し上げていたのであります。地域医療の充実には勝る政策なし。そしてまた、地方創生が議論されてきたときでもあったのでありますけれども、地域医療の充実なくして地方創生などあり得ない。こういった形の中で申し上げながら、とにかく病院の経営をしっかりとしよう。不透明であったわけでありましたから、これを基本として進めてきました。

私が就任する前までは、一般会計の繰り出しは大体5億円から6億円でした。このうちの3割は国から、病院があるということで交付税が来るわけでありましたけれども、私が市長に就任させていただいてからこれを切り上げまして、8億円から9億円、一般会計で繰り出しをしました。これで賄っていただければよかったですのであります。先ほど申し上げたとおり、医師の確保が大変だということで、平成22年には何とこれでは足りなくて、議員の皆様方をお願いをして、3月議会で4.1億円の追加繰り出し、平成25年には4.3億円の追加繰り出し、毎年2億円、3億円、4億円、この追加繰り出しを一般会計から行いました。これが何と8年間で累計34億円、これは実行計画のときにも皆様方に議論をしていただきました。これがそのまま続いていくのであれば、まさに行政破綻でありましたけれども、長島院長を先頭に、三好副院長、ここにいらっしゃいますけれども、スタッフみんなで頑張ってください、とにかく先見力を持つ

て体質の改善をする。そういうことで病棟の再編を何度も何度も何度も繰り返して、今の病棟につくり上げました。

うれしいことに、令和2年度の決算も行政報告で申し上げたとおりであります。何と7,570万円、本来8.数億円一般会計で繰り出すのでありますが、それを逆に、削減して結構よと。そこまで病院経営が軌道に乗りました。令和2年度末で4.7億円の資金積立てもしてございますので、全く今後、院長を中心に頑張っていますから心配ない、そういう道筋ができたところがあります。

あわせて、名寄の市立病院との、北海道で市同士では初めてです。地域医療連携推進法人、これもつくり上げました。今もう既に連携を取ってやっていますので、20キロメートルしか離れていない地域でありますから、ますますこれから連携が強化されていくものと確信をしています。

もう1点は、個人開業医の誘致です。

これも議員の皆様方に提案をさせていただきまして、条例をつくりました。3件の個人開業医が誘致できました。そして今、眼科について、もうすぐ建築がスタートして、来年開業いたします。ですから4件の個人開業医を誘致できました。

それと、もう1件、条例には載っていませんけれども、耳鼻咽喉科の荒川先生。本当に活躍いただいているのでありますが、荒川先生も別枠で来て、今、個人開業していただいているところでもあります。これがまず1点目です。

それから、2点目ではありますが、立地企業との連携です。

私が市長に就任したときに、一番周りからお話があったのは、市長、日甜としっかり連携を取ってください。日甜の果たした役割は重大なものがある。場合によっては、撤退されると大変なことになるというお話がございました。そのとおりであります。日甜は6次産業です。士別市に果たしている1年間の経済効果というのは、25億円から26億円と言われているのであります。

北海道には8つのでん菜工場がございます。それぞれ8つの自治体にお話をして、協議会を自治体でつくろう。そしてこれから、ビートは北海道だけの作付なので、安全・安心に農業者が生産できるように頑張ろうということでお話をしました。

なかなか皆さん盛り上がりませんでした。しかし、これは何としても行うということで、8つの自治体で協議会を設立いたしました。私が会長に就任をさせていただいて、毎年北海道、国に要請・要望活動、農業団体と連携を取りながら行ってきて、今も会長行っていますが、10年、平成23年につくり上げまして10年たちますと、何と北海道で85の自治体が会員となっていて、力強い今連携を取りながら頑張っています。日甜の社長も役員の方の皆さん方も、士別からは、今85年目の操業が終わりましたが、100年や150年、しっかりここで根づいて頑張っていく、こういうお話もいただいているところでもありますし、ビートまつりについても2年に1回開催をしていましたが、これも3,000人を超える人方が実は日甜の工場を訪れる。こん

な取組を行っているところでありますし、もう既に御承知のとおり、2020年には設備投資で7.7億円投資を日甜はしていますし、これからも、市長、やりますと、こういうお話もいただいているところであります。

また、あわせて基幹産業が農業のまちにとって2019から20年については、大変画期的な農業参入がございました。3つの法人が参入していただきました。1つは士別三協、サフォーク羊の生産であります。もう一つはOMEGAファーマーズ、これは日本製の食用油です。製造業です。そしてもう一つ、ドリームグラウンド、養豚です。この3つの農業法人が参入をいただいたということは非常に力強い限りであります。

それと、立地企業でいえば、自動車等試験研究との連携であります。とにかく連携をこの12年間、加速化をしてきました。トヨタ自動車をはじめ、ダイハツ、幅広い分野で社会貢献を今行っているところであります。もちろん、ヤマハ、ブリヂストン、ミシュラン、5つの試験研究機関を有するのは本当に士別が北海道でも最有力でありますので、こういった連携を行っていますし、これは確たるものとしてこれからも信望が図られると考えているところです。

それから3点目、これは長年の歴代市長の懸案でありました。まちなかに旧士別デパート、大きなビルが2つあったわけではありますが、非常に老朽化して危険である。私のところにも市民からお電話、手紙、相当来ました。何とかすべきだと。

ただ、これは市の土地でも建物でもないものでありますから大変だったわけではありますが、相山副市長が何年もかかって、持ち主の方と話し合いもしました。そして、この懸案であった場所に、まちなか交流プラザが5月1日オープンすることができました。羊のまち 侍・しべつとして129番目の道の駅の登録もいただきました。

この施設建設に向けては、私も経産省の局長、開発局の局長、部長にも何度かお会いをして要請いたしました。とにかく職員含めてスタッフが密な連携を取って頑張りました。ですから、道の駅の登録も得ることができました。もちろん社長である商工会議所の鈴木 勉会頭、本当に身を粉にして頑張っていたら、このような形でスタートを切ることができたことを本当にうれしく思います。

5月1日オープンして、一昨日、6月13日までの来場者数は9万5,000人です。これはちゃんとそれぞれ打ち込まれますので全部出るんです。6月12、13日の来館者数は4,126人、打ち込まれて出るんです、センサーで。合計9万4,605の方がお見えであるということになります。

私は、まちなかにできた施設でありますので、ここを拠点として、これから1市3町の観光を含めた発信のことも含めながら、これは今後ますますまちなかの空き店舗対策なども含めて、幅広い分野でにぎわいづくりに貢献していただくことを大きく期待をするところであります。

次に、4点目になりますけれども、先ほど申し上げたまちづくり基本条例の市民参加、参画。参加というのは、会議に出る、講演会に出るだけですが、参画というのは意味が違い

ます。会議に出て、自らの意見を言って、実際につくり上げる。これは参画でありますので、こういったことを徹底してまいりました。1つは、子どもの権限に関する条例の制定です。相当これは幅広い分野にわたる委員会の中で議論いただきました。小学生、中学生、高校生、20人に委嘱をして委員になっていただきました。8回会議も開きました。私は北海道の中でも有数なこの条例を施行しているまちだと自負をしているところであります。

そういった形で、この前文、皆様方も御存じだと思っておりますが、条例の前文に子供の願い7項目を、子供たちの思いをそのまま伝えている条例であります。また、この計画に基づきながら、こども夢トーク、こども議会なんかも実施をしてきて、私の任期中にこれを進めてきて、今、こども議員は経験者88人になりました。この議場で、お借りをして議会の開催をし、幅広い分野にわたって提言もいただいて、数多くのものの実施をしてきてございます。もちろん子供の市政参加、これが具体的に進んでいると考えています。あわせて、こういった形に企業も地域の皆さん方も市民もみんな協力しているということで、文部科学大臣表彰が今年贈られてきたところであります。

このほかに、まちづくり塾。私は行政の究極の目的は人材の育成と、このように考えてございますので、まちづくり塾、これも78人の方が卒塾してございます。今、女性の方、若い方を含めて、市の審議会、委員会などにも積極的に参加をいただいているところであります。

それともう一つ、地域担当職員制度です。これは職員の人材育成も含めてやっておりますが、毎年高齢者の実態調査に全戸歩いています、高齢者のところを。今、地域担当職員は、今年107人です。管理職全員です。そして地域政策懇談会も行います。今回の総合計画の地区別計画でも、この地区担当職員が中心になって議論を進めます。今35市の中で地区担当職員、これだけ持ってやっているまちは私はないと思います。そういった意味では、職員の人材育成、市民とのいろんな連携含めて、これは非常に意義あるものだと、このように考えているところです。

次に、健康長寿推進条例。これも本当に多くの議論をいただきました。これは35市の中でこの条例をつくったのは、士別が初めてです。おかげさまで、市民の意見によって出来上がったいきいき健康センター、利用者も非常に多いです。今コロナで中断していますがけれども、士別の介護認定率が何と全道、全国よりも非常に低いということでもありますので、より低さを目指して取り組むべきだと思います。

あと、男女共同参画。私が市長に就任するときに女性の管理職の割合は約10%、今年は21.1%まで上がっています。あと各種委員会、審議会についても、女性の参加を、登録を今増やしていますので、その委員会によっては50%近いところもございますし、40%、充て職のところもあるものでありますから、なかなか全て50%までいかないけれども、そんな取組をしています。

あと、つくも水郷公園。これも本当に多くの皆様方の参加によって、職員も一緒になって議論をして、その内容を市民に周知をしながらこれもつくり上げた、市民がつくり上げた公園で

あります。素晴らしい公園であるということをお負しているところです。

そして、このほかにもハード・ソフト事業を相当行っていますが、時間の関係で申し上げませんが、環境センター、市役所、そのほか子供たちの保育園、児童センター、そして上士別の小・中学校、これも市民の意見によってつくり上げた施設であります。

それと、ソフト事業でありますけれども、私が市長に就任をします前考えたのは、市立病院で産婦人科医師がいない、入院もできない。名寄、旭川に行かなければならない。精神的、肉体的、財政的に保護者の負担は大変である。そういったことも含めて、安全・安心に子育てできるようにということで、年間およそ5,000万円ほど予算を組んで、医療費の無料化を図りました。当時は小学生以下全員医療費、所得制限なしで無料であります。これをやっていたのは35市の中で北斗市だけでした。今少し増えてはいますが、中学生まで今引き上げてやっています。非常に喜んでいただいています。

それと、住宅新築改修等の助成事業です。これはマニフェストでやっていますので来年3月までで一応一区切りになるわけですが、この12年間で、まだ進行形でありますけれども、地元業者に発注することが条件でこれは行っている事業でありますので、現段階で担当に聞くと、1,788件の申請、助成額については約5億円、総事業費は何と73億円です。これが地元業者のほうでお仕事いただいているということになります。

このほかに、私のマニフェストに掲げている中では行財政の改革という問題がございました。これも触れておきたいと思うのでありますけれども、一つには議員の皆様方には大変議論いただきました。そして市民の皆様方の議論もいただいて、全道35市の中で3つだけ残っていたのでありますけれども、一般家庭ごみの有料化に踏み切らせていただきました。市民の皆様方の御協力によって、これも大変な議論があったのでありますけれども、今順調に推移をしています。ごみについても、昨年と比較をして22%減量になっている。減量になったから、アンケートを取ってみても、一般家庭ごみ、まちなかは2回じゃなくて1回でいいよと、収集。そういったことによって経費が、皆さん相当の額軽減をされているというのが実態であります。市民の皆様方に感謝を申し上げる次第です。

それともう一つは、私は職員に、財源は有限だけれども、職員の持っている知恵や情熱は無限だということをおずっと言ってきました。ところが、議会でも素晴らしい知恵、提言をいただきました。基金の運用です。これは皆様方も御承知のとおり、大西陽議員の提言でありますけれども、基金を単に積んでおくのではなくて、投資をして債券にして運用してはどうなのかということで、実は提言を受けて行いました。平成30年に10億円、この基金を債券として運用いたしました。そのうち9億円については令和2年2月5日に売却をいたしました。この数年間で得た運用益というのは約4,300万円です。こういった財源の提言もいただいて収入増対策も図れたということは非常にうれしい限りであります。

それと、経費節減対策です。私が市長に就任をして、とにかくこれはやらなきゃならないということで申し上げたのが、組合との交渉も2年、3年かかりました。それはコスモス苑、桜

丘荘、デイサービスの民間委託です。委託をするとサービスが低下をするのではないかと、働いている人方はどうなるのか、いろんな問題がございました。なぜならば、そのとき士別市が一般会計で繰り出していた繰出金はおおよそ平均にして1億円であります。その施設に対して。ところが今、組合とも妥結をして民間委託して、指定管理になっていただいて、非常に順調に進んでいます。指定管理料は幾らでしょうか。この施設全部合わせて約3,000万円です。といいますと、年間7,000万円、10年で7億円、これだけの経費節減を行いながら民間活力を導入することによってサービスが向上している。これが現実であります。

このほかにも舞藝舎、あるいは広報しべつ、これについても指定管理、民間に委託をしています。市が直営でやる経費よりも物すごく経費が安く、しかもすばらしいものになっている。これは民間の活力なんです。そういった意味では、こういった取組も行ってきたところであります。

財政健全化実行計画においては、この合併して15年で人口が5,500人ほど減りました。一つのまちがなくなった。体質の改善をしなければならない。議会でも本当に議論いただきました。市の職員、市民代表の皆さん方に御協力をいただいて、給与やなんかの削減も3年間議員の皆さん方にもお願いをしているところでありますけれども、市民税を引き上げたり、市民の負担を強いることには一切手をつけず、それを回避して、新年度予算で全てその内容を反映することができています。令和2年度の決算状況も、この後の決算委員会で議論があると思うのでありますが、極めて好転しているんです。ですから、私はこの実行計画、一日も早く改善をしながら、元に向かっていくためにみんなで職員を含めて頑張らなければならない、このように考えているところであります。

ただ、マニフェストでできなかったこともございます。

このマニフェストに掲げているJRの駅の改修、駅前広場の再整備、今議論しています。本当は任期中にやりたかったのでありますが、JRとの協議やなんかも遅れたり、いろんな問題があつてできませんでした。ただ、事業費については、合併特例債しっかりと残していますので、これからみんなで議論しながら進んでいけるものと、このように考えているところであります。

私は、マニフェストについて、一つ一つ実行しようということで全精力を注いできました。これは市民参加によって、市民、市民団体、そして企業の皆さん方、本当に力強い支援、応援をいただいてきました。そして議会の皆様方の深い御理解と御指摘、提言、こういったものを数多くいただき、マニフェストに反映してきました。そして、何よりもやはり職員の頑張りによって、このマニフェストがおおむね達成できたものと感じているところでございます。

結びになりますけれども、将来の士別市についてという御質問でございます。

私はどこに行っても挨拶で申し上げるのは、上川振興局23市町村というのは、北海道ど真ん中だと。基幹産業農業で、こんなバランスの取れた農業地帯はまずあり得ないと。そしてまた、行政面積は1万平方キロメートルを超える。岐阜県と大体同じだけある。青森県よりも広い、

1つの県に相当する地域であると。その中でも行政面積、耕地面積、一番広いのは実は士別市であると。まして、水稻の北限であり、水稻、畑作、酪農、畜産、野菜、プラスチック、極めてバランスの取れた北海道農業の魅力を凝縮した地域であるということを今日までずっと申し上げてきているところです。

なおかつ上士別地区では、私も2年間北海道の会長をさせていただきましたけれども、国営農地再編整備事業、いよいよ完成いたしました。日本のモデルです。なぜモデルなのか。広いだけではありません。4つの法人があるところにモデル性があるのであります。

そしてまた、今、中士別も頑張っているし、多寄、風連も国営農地に手を挙げるということになってございますので、一方ではスマート農業、一方ではバランスの取れた家族経営、こういったものが並行できる、そんな魅力あるまちで、地域であるということで考えています。

ポストコロナの時代というのは、私はまさに地方が主役の時代だと思います。地方創生、国は第1期で基本目標を達成できませんでした。東京集中が起きました。北海道だってそうですよ、札幌集中です。一極集中です。これを変えなければならぬ。それはコロナが物語っているのではないのでしょうか。今回議員の皆様方の御提言もいただいて、光ファイバーをもう全地区に導入することになります。まして士別は、関係人口、第2期の地方創生は関係人口を基本目標にしているのですが、合宿と自動車研究等を含めて、今はコロナで落ち込んでいるけれども、年間延べ5万人来る地域なのでありますから、そことより連携を取りながら、まさにこの士別の個性、3つありますけれども、総合計画に。磨きをかけることによってますます充実していくと確信をしています。

それと、今回の市政執行方針でも申し上げましたし、3期目の初めの所信表明でも申し上げたのでありますが、私が11歳、小学6年生のときです。今でも記憶に私はあるんです。アメリカ元大統領のジョン・F・ケネディが撃たれたというのを、残っているんですよ。彼が何を言ったかということ、私は自治の本質を言っていると思います。アメリカ国民に対して訴えています。国があなたのために何ができるのかを問うことなけれ、あなたが国のために何ができるのか問おうではないか。共に考えよう。まさにこれが自治の原点だと思います。

今若い皆さん方が元気出しています。例えば北海道ベースボールリーグ、私も2度ほど応援に行ってますが、今サムライブレイズは4勝4敗1分け、移住者でみんなして頑張っている。それを頑張って中心になっているのは、イトイ産業グループの菅原大介代表です。

それから今、地域おこし協力隊、今定住者5人います。実際に今、協力隊員で士別で頑張っている方が12人いらっしゃいます。私がうれしいのは、毎日のように地元紙でそういった方々の活動が紹介をされて、発信されている。私、市民から電話いただくんですよ。うわっ、こういう若い方、士別で頑張っているんですねという、そういう発信にも感謝申し上げながら、こういった皆さん方がこの地域に残って、より頑張れるような、そんな取組がしていければいいだろうと、このように思う次第です。

結びになりますけれども、キーワードは連携であると思います。官と民、政策広域連携です。

1市3町で連携も取っています。士別はその中心になってやっています。

それから、定住自立圏構想はどうでしょうか。北海道で初めて名寄市と士別市が中心になって今やっているんです。ですから、この13市町村、上川9市町村、いずれにしても士別はその中心になって頑張らなければなりません。そのためには、総合計画にある基本理念、地域力でまちづくりを進める。そして、めざす都市像、人と大地が躍動するすこやかなまちを目指すと。そんな形で進んでいければ、私は士別市の未来はしっかりとしたものをつくり上げていけると、このように考えます。

ちょっと長く時間をいただきまして答弁をさせていただきました。大西議員から私の思いということを見せていただきましたので、まだまだ言いたいことはたくさんあるんでありますけれども、時間が相当経過をいたしましたので、これをもって答弁とさせていただきます。

(降壇)

○議長(遠山昭二君) 大西議員。

○13番(大西 陽君) (登壇) 12年間の思いですから、限られた時間で語り尽くすことができなかったのかと思います。いずれにしても、残された任期、安定した市民生活のための奮闘を期待したいと思います。

次の質問に移ります。農業の6次産業化の取組についてであります。

6次産業化は、農林水産業の1次産業が農産物、水産物の価格、価値を高め、所得の向上を図る目的で農畜産物及び水産物の生産だけではなく、食品加工の2次産業、流通、販売の3次産業にそれぞれ取り組み、農林水産業を活性化させ、経済を豊かにしていこうとするものであります。

この言葉の由来は、既に故人となられました農業経済学者の今村奈良臣東大名誉教授が各産業の単なる寄せ集めの足し算ではなく、有機的・総合的結合を図るために1次産業、2次産業、3次産業の掛け算であると提唱した造語と言われております。

6次産業化のメリットは、農産物を直接販売することで、流通に係る経費など中間マージンが節約できるほか、価格もある程度自由に設定でき、経済的な効果が期待できるとされていますが、一方で加工商品を収益化し、事業として継続していくためには販路の確保が不可欠であり、商品のブランド化と差別化をした上で、いかに商品を知ってもらうか、いかに魅力的に感じてもらえるかを含めた営業活動が必要となります。

また、加工商品の製造には、在庫を抱えるリスクや商品の衛生管理が必要となることから、新たな負担を生むことも考慮しなければなりません。6次産業化によって事業を黒字化するためには、長い時間を要する事例が多く、日本政策金融公庫の調査では、黒字化までに平均で4年以上要するとの結果が報告されていることから、継続した息の長い取組が必要であります。

取組に当たっては、成功事例や失敗事例を学んで参考にすることも重要なことで、特に道内での成功事例として、有機野菜の生産、加工、販売を手がけ、2014年に日本農業賞に輝くなど、先進的な経営を営む農業法人の代表は、6次産業を成功させるためには、年表をつくるなど明

確な目標を描き、本当に必要なのか、何のためにやるのかの十分な検討を重ね、資金面でも、最初は大きな投資を控え、余力で対応することなどの要点が紹介されております。

本市が基幹産業としている持続可能な力強い農業の実現のためにも、農畜産物の付加価値を高める取組、機運の醸成に対する行政の関わりと支援は重要なことでもあります。そこで、6次産業化に対する令和2年度までの取組の内容と実績、さらに本年度を含めて今後どのように展開するお考えなのか、伺います。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、令和2年度までの実績についてです。

本市では、平成26年度から6次産業化の推進に向けた機運の醸成や販路拡大の取組として、農業者が主体的に行う地元農畜産物を活用した6次製品の開発、販路拡大の取組に対する補助制度を設け、26年度に2件、27年度に1件、28年度に2件、29年度に2件、30年度に2件、令和元年度はゼロ件ですが、合計9件に156万5,000円の補助を行ってまいりました。

また、令和2年度には、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金を活用した新たなものづくり応援金交付事業により、6次産業化に関するものとして有機JASトマトソースなど3件を事業採択してきたところです。これらは各生産者や事業所、ホームページでの販売のほか、先月オープンしましたまちなか交流プラザでも取り扱っており、6次産業化に向け弾みをつけたものと考えているところです。

次に、直接的な補助ではありませんが、地元農畜産物の購入場所やお取り寄せ情報をまとめた士別市産直マップを作成し、市ホームページへの掲載や転入者への配付、JA北ひびき直売所ひびきあいへ配置し、生産者の紹介などPRを図っています。

また、関係機関と連携を図り、6次産業化に関わる講演会等を25年度から開催していますが、直近の令和元年度においては、北海道6次産業化サポートセンター企画推進員を講師に招いて、6次産業化を長く続けるコツと題し開催しました。

このほか、29年度には農畜産物加工販売や直接販売をしている農業者、団体との意見交換の場として、6次産業化ネットワーク会議の設立に向けた準備を開始し、令和元年7月に設立いたしました。昨年度においては、まちなか交流プラザへの出展希望者等と協議を行うなど、様々な取組を模索してきたところです。

次に、今後の6次産業化の展開についてです。

6次産業化の推進については、6次産業化ネットワーク会議でも意見として出されていた6次製品の販路拡大や通年販売できる場所の確保について重要課題と位置づけております。

また、先ほど申し上げたまちなか交流プラザで、アンテナショップにより市内事業所等の製品のほか、地元農畜産物やそれらを活用した多くの6次製品が販売されているところです。今後も情報発信の拠点として、引き続きプラザを運営するまちづくり士別株式会社と連携し、6次製品の通年販売や市内外へのPRに努めてまいりたいと考えています。

今後、さらに士別市産直マップの内容の充実を図るとともに、6次産業化を目指される農業者等へは、国や道の支援策である食料・産業6次産業化交付金などを活用するための個別相談体制の充実を図ります。

また、上川農業改良普及センター士別支所など農業関係機関との連携による講演会の開催に向けた協議を行い、6次産業化ネットワーク会議では6次製品のPRに向けた意見交換を行うなど、販路拡大が図られるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 1点再質問させていただきます。

先ほども若干答弁の中で触れておりましたが、本市が6次産業化に取り組んだ経過について少し振り返ってみたいと思います。違う点があれば後で指摘をいただきたいと思います。

遡って2015年の1月21日、事業年度で言えば平成26年度です。これは市長の定例会見で、6次産業化推進事業の創設についてとして、本市の基幹産業は農業であり、現在も多くの皆さんが6次産業化に取り組んでいる。こうした取組に対して行政も応援すべきということで本事業を鳴り物入りで創設をした。この事業というのは6次産業化推進事業ということであり、これに対して、報道機関からの次年度以降の事業継続についての問いに、次年度以降もしっかりと予算組みを行い、継続をしておりました。

これを受けて、令和3年度は6次産業化推進事業費は当初予算に計上しておりません。一般的に、従来の事業に対して予算措置をしない要因、これは何点かあると思うのですが、例えば事業の成果が当初の目的を達成をした、あるいは対象事業の役割を終えたとき、また、他の事業でこの事業について対応することがより効果的と判断をしたとき、あるいは対象事業を廃止したとき、また、事業効果が望めないという判断をしたときなど、いろいろほかにもあると思います。

もう一つは、6次産業化に対する関連する本市の計画について少し触れたいと思いますが、まず、本市の上位計画でありますまちづくり総合計画の中で、農業振興では、6次産業化や複合経営による収益の多様性のため、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき農業未来都市の推進を図るとしてあります。この総合戦略でありますけれども、令和2年度から第2期の総合戦略がスタートしておりますが、この中で農業未来都市創造の重点プロジェクト、農業者などが自ら生産した農畜産物を活用し、6次製品の開発や販路拡大の取組に対して支援をすると計画の中でうたっております。主な取組として、6次産業化の推進、もう一つは、関連事業では6次産業化推進事業となっております。そして、先ほど触れたように、令和3年度はこの推進事業を予算措置していませんけれども、これとの整合性をまず1点お伺いしたい。

もう一つは、士別市農業・農村活性化計画ですけれども、活性化条例の第10条の農業の多様化による経営の安定化を図ると。経営の多角化の促進に努めなければならないと条例ではしております。これを受けて、活性化計画の推進事項で、農産物など地域資源を活用した6次産業

化等を推進するとうたっております。先ほどと同じように、これらの計画と今年度この推進事業が予算措置をされなかった。どうも私は整合性が取れていないという思いがありますが、この辺の分かりやすい説明を求めたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 鴻野部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答えいたします。

まず、6次産業化推進事業に関しましては、議員お話しのとおり、事業といたしましては平成26年度から令和2年度までということでございます。これらについて、例えば予算という観点から申しますと確かに本年度では直接的なこの6次産業化という名称での予算はついておりませんが、先ほど答弁でも申し上げましたが、ほかの施策を展開する中でということでございまして、例えばということでございますが、農業農村担い手支援事業というものがあります。この中では様々な細目で施策を展開していきますが、その中でも農業講演会というものが毎年開催をされております。こういった講演会においても、これについては予算としても、この講演会そのものに関しては5万円という予算措置がされているところではありますが、こういったことについても、例えば6次産業に関わる講演という、そういったニーズがあれば調整をしながら行って、そういった6次産業化に関する事業として行っていきたいと、このように考えているところでございます。

それと、予算に関してということでございますが、これも先ほど答弁申し上げましたが、国の補助金等、これを活用するということがもし実現するならば、これらは国の補助金ではありませんけれども、市の補助、会計を通してということがございます。そういった意味では、一定程度議会議員の皆様にも御相談申し上げながら、6次産業に関して御説明申し上げることができると、こんなようにも考えております。

それから、2つ目でございますが、農業・農村活性化計画、本市の計画に関してでございますが、これについても、本年度、この計画の検証、そして次年度へ向けた策定の年ということでございます。そういった中では、昨年度から各農家さんへの聞き取りの中では、経営の多角化に向けたことについても聞き取りをしてございます。それから、今年度いよいよ計画の策定に向けてもまたニーズ調査をしていくということも考えているところでございます。そういった中で、6次産業化に向けたニーズ、どのようなものがあるのか、この辺りをきちっと把握をしながら、施策につなげるようなことを考えてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○13番（大西 陽君） 先ほど総合戦略、特に総合戦略の中で、関連事業として6次産業化推進事業ということで明確にうたっているのです。ですから、これは令和2年度スタートですから、これはこれとして令和3年度はこの推進事業について予算化はしないという、その整合性が図られていないのではないかと。

本来は推進事業として、あるいはほかの事業として、まず予算措置をしてこの事業がスタートするのだと、そういう認識でいるのですが、予算措置をしていないと。財政事情があるかもしれない。していないと、単純に予算措置をしないのだけれども、この総合戦略、あるいは総合計画、あるいは活性化計画との整合性が図られていないということは意識していなかったのではないかと思います。この辺はどうなのでしょう。そうであれば、この計画を見直すのか、文言を変えるのか、あるいは補正で新たに予算措置をするのか、この辺を進めないと、ずっと整合性が図られないという思いがあるのですが、この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 6次産業化というのは、これからの本市の在り方の中で極めて大きな意味を持つものだと考えております。

ただ、6次産業化に向けては、先ほど大西議員の御質問の中にありましたけれども、いろいろなものを製造していくといったことの技術的な問題、あるいはその市場性の問題、あるいは在庫を抱える問題と、いろいろな様々な課題も出てくると。私も農畜産物加工株式会社の役員をやっているという立場からしても、本当にしみじみそういったことは難しいものがあるなど感じているわけでありまして。

そこで、今、経済部長からお話がありましたけれども、そういったいろいろな課題を解決するに当たって、どういった組立てがいいのかといったことは、次の農業・農村の在り方の計画を見直す中でしっかりと組み上げていかなければならないと考えておりますし、今現に事業の中に、6次産業化に向けての事業があるということでもありますけれども。現年度において、そういった本市の中で農業者の方、あるいは様々な方から相談を受けたときに向けては、精力的に我々もその支援に向けていきたいと思っておりますし、必要となれば、予算的措置についてもまた議会でも御相談をさせていただきたいと考えます。

○議長（遠山昭二君） 大西議員。

○13番（大西 陽君）（登壇） 必要と判断した場合は、予算を考えたいということですから、きっと必要になると思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問ですけれども、郷土芸能の伝承についてということでお伺いしたいと思います。

郷土芸能は、古くから住民自らが育て伝承してきたもので、民俗芸能としての要素を持ちながら、その生活に対する住民の祈りの表現として、その土地の祭典や祭儀、地域の行事などで行われていますが、近年多くの団体で継承者の高齢化と後継者の不足という大きな課題を抱えております。既に継承が困難となっている団体が増加傾向にあることから、各地域では郷土芸能を貴重な宝として守りながら、次世代に伝承していくために、助言や資金援助と並行して、伴走型の支援を行うことが必要とされております。

本市においても、2018年度からスタートしたまちづくり総合計画と一体的な地区別計画で各地区の文化、郷土芸能が紹介されており、特に古くから現在に伝承されているものとして、明

治41年に多寄町日向地区で始められた岩手県一関市の大門神楽をルーツに持つ日向神代神楽、さらには大正5年に富山県の越中礪波獅子を模して舞ったのが始めと言われている朝日町の瑞穂獅子舞がありますが、これらを含めて本市における郷土芸能の現状と伝承していくための課題についてまずお伺いしたいと思います。

次に、令和2年第3回定例会で報告された令和元年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価に関する報告書の地域の伝統文化や歴史を学び、後世に継承していく取組の推進で、指定文化財の保護整備を進めるとともに、無形文化財の継承に努めることを目標として、取組の内容としては、無形文化財日向神代神楽を学芸員が愛好会の協力を得て学校事業での出前講座を実施したとしております。この報告のほかに、目標達成のため、各団体及び所管する教育委員会として、どのような取組を行った経過にあるのか、伺います。

郷土芸能を将来にわたって確実に伝承していくためには、子供や若い世代を含めた地域の人たちに現状を理解してもらうことが重要であります。例えば衣装や道具などを学校の空き教室や施設の一部を利用した常設展示場の設置や練習の公開を通して直接体験できる機会が必要だと思いますが、このことの見解と併せて、将来に向けて本市の郷土芸能を守り育てていくための基本的な考え方を伺って、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 中峰教育長。

○教育長（中峰寿彰君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の郷土芸能は、大西議員が示された本市の無形文化財である朝日地区の瑞穂獅子舞をはじめ、多寄地区の日向神代神楽のほか、まちづくり総合計画の地区別計画においては、朝日地区の岩尾内太鼓、上士別地区の上士別宝来太鼓、温根別地区の温根別太鼓が示されています。これらの郷土芸能は、総合計画策定に係る地区別ワークショップの中で、その地域に伝統的に伝わるものであることや地域の宝物であることが改めて認識されており、それぞれの地域での保存、継承も検討されているところです。

郷土芸能を継承する団体の活動は、地域のお祭り事や文化祭などの機会において発表されるなどしているところですが、全国的な状況と同様、会員の高齢化や後継者不足が大きな課題となっていることはお話しのとおりであります。

こうした中で、伝承に向けての取組についてですけれども、瑞穂獅子舞については瑞穂地区の伝習館を拠点に活動を継続しており、平成27年度には創舞100周年を迎えました。これを記念し、保存会が芸術文化振興基金の助成を受けて、これまでの活動を記録した記念誌を刊行するとともに、市と市教育委員会としては、一般社団法人地域創造の支援を受け、演舞の映像を収めたDVDを作成したところです。

また、日向神代神楽に関わっては、お話もありましたけれども、後継者不足によって一時期活動が停滞しておりましたが、現在は地域の青年や中学生が団体にも加入したことで、地域内でも継承されているところであり、加えて、教育委員会の博物館職員や社会教育課職員もメンバーとして活動に参画しています。このほか、平成28年には、社会教育課がその歴史をまとめ

た小冊子を発行しているところです。

上土別宝来太鼓については、あさひサンライズホールで合宿していた鬼太鼓座によるワークショップをきっかけに、ここ数年、東高校の総合的な学習の時間で地域のメンバーによる指導が継続されています。

また、温根別太鼓についても、30年に団体は解散しましたが、現在は、そのメンバーだった方が温根別小学校の子供たちを指導しているなど、継承に向けた取組も進められており、それらの成果は地域の例大祭や文化祭、あるいは学芸会などで発表されています。

こうした取組のほか、教育委員会としては、サークルメイトへの掲載によって市民周知を図ることはもとより、瑞穂獅子舞には姉妹都市ゴールバーン・マルワリー市からの訪問団歓迎レセプションで演舞を披露いただいているほか、日向神代神楽については、博物館での用具の常設展示をはじめ、特別企画展での紹介や民俗芸能専門の北海道博物館学芸員による講演会を開催したりなどしています。

さらに、社会教育事業の土曜子ども文化村においても、26年度から30年度にかけて計6回、延べ55人に対して神楽や和太鼓を体験する機会を設けています。

次に、今後に向けた活動についてです。これまで同様、地域での発表や児童・生徒への体験の継続を基本としながらも、ほとんどの場合、各団体の活動は地域内の施設を利用しているところでもあり、御提言のありました用具・道具の展示や練習の様子の見学については、各団体の意向も確認するとともに、施設の状況も踏まえ検討してまいります。

郷土芸能は、ふるさと意識の高揚と郷土愛を育む活動として極めて重要な位置づけにあると考えており、今後も、各団体やその地域の方々との連携の下に保存、継承に努めてまいります。

以上申し上げまして、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 通告に従いまして一般質問いたします。

新型コロナウイルス感染症について伺います。

国内においては、第4波がまだまだ収束をせず、国内の感染確認者は昨日6月14日現在で77万6,076人、約77万人を超えるとともに1万4,173人がお亡くなりになっております。この感染症によりまして命を落とされた方に御冥福を祈るとともに、罹患された方々、また、その後も後遺症に苦しむ皆様にまずお見舞いを申し上げたいと思います。

コロナ収束に向けては、取組、大きく4つあると言われております。1つはワクチンによる集団免疫、2つにはPCR検査での早期発見による再感染抑制、3つ目は外出自粛や休業など行動制限による感染感受性の低減、4つ目は水際対策と言われる空港検疫での悉皆検査による流入防止です。そのうち、ワクチン接種とPCR検査について伺います。

まず、ワクチン接種についてです。

本市におけるワクチン接種は、4月28日の医療従事者等への接種から始まり、高齢者施設の入所者及び従事者、5月17日からは高齢者の集団接種も開始し、特に高齢者の接種については

7月末までの完了を目指すとの報告であります。現在、報道の専らの話題は地域ごとの接種の進捗状況となっております。瞬間的な速度も大事でありますけれども、ゴール、目標が大事な情報であると思いますので、この点を伺います。

行政報告にありましたとおり、国の要請もあり、まずは高齢者の接種完了が一つの目標だと思います。目標達成に向けては、集団接種会場に市立病院を追加、さらに別会場を追加する予定もあると聞いておりますが、いずれも65歳以上の2回目までの接種を7月中に終えるための取組と理解をしています。その後、65歳未満を含めた士別市全体のゴールとして、市民の何%が接種をすること、これを目標としているのか、その数と、全体の接種完了時期はいつ頃になるか、お知らせください。

ワクチン接種に関しては、6月9日の国会における総理発言によって、国内では10月から11月に接種を完了するという新たな目標も示されましたし、また、6月1日からは市が現在接種をしていますファイザー製ワクチンの接種の対象が16歳以上から12歳以上となり、市の接種券、こちら8月3日には12歳以上に発送されるとのことをございます。いずれも極めて直近の動きでありまして、その詳細については現在国からの情報のみとなっております。とりわけ対象年齢の引下げについては、子供に接種させるべきかどうか、正直悩まれる方もいらっしゃると思いますので、この点、市の見解を伺います。

さらに、65歳未満の接種に当たっては、年齢や職種などで順序を設けるなどの考え方についても伺いたいのですが、実は6月4日付、8日付にはそれぞれ市のホームページが更新をされていまして、区分が掲載されているようでありますけれども、改めてその考え方についてお知らせください。

また、接種の進捗についても、その状況を逐次市民の皆様にお知らせすることがゴール、接種率の向上にもつながるものと思いますので、実はこちらについても、既に6月4日時点の情報はホームページで公表されているようでありますけれども、昨日まで確認をしますと、以後更新がありませんので、改めて接種の進捗状況の公表についての考えをお知らせください。

次に、PCR検査等の状況について伺います。

感染拡大を防ぐには検査による早期発見は欠かせません。本市においても、今年度から学校、保育園等の従事者に対する定期検査が実施されるとともに、高齢者施設の従事者の検査費用助成も始まりました。集団生活の場における感染を防ぐ対策として大いに期待するところです。これらの検査は感染疑いに対する行政検査ではなく、現在は民間検査の活用ではありますけれども、検査費用についても1回当たり1,000円程度から数千円未満と随分安価になっております。まずは、これら定期的な検査が市内でどれほど行われているのか、その実態についてお知らせください。さらに、定期的な検査が必要と考えられる業種、また、今後、検査を拡充する予定がないか、お聞きをいたします。

理美容業など、お客さんと身体接触のある業種、高齢の方と接する機会の多い業種、他地域の方と接する機会の多い観光施設、宿泊業など、想定できる業種は多くあると思いますけれど

も、また、市役所の部署にあっても、高齢者宅を訪問するなどの業務もありますし、現在行っておりますワクチンの接種との関連で言えば、ワクチン接種で優先接種となるような業種や市の部署については、当然ながら接種後においても定期的な検査が必要で、この検査によって感染拡大を防ぐこと、これは継続しなければならないと思いますけれども、この点、考えをお伺いします。

また、ただいま申し上げました感染の早期発見のための検査に加えまして、安心・安全な地域をアピールするための検査ができないか、伺います。例えば合宿の受入れに当たって、現在は本市にお越しいただく来訪前と滞在中の健康観察などを行っていただいているとお伺いしておりますが、滞在中にはこういった検査を提供することによって、お越しいただく相手方には本市にウイルスを持ち込ませない。一方こちら側、受け入れる私どもとしては滞在中に感染をさせない、また、当然お帰りいただくときにはウイルスを持ち帰らせないといった安心の提供につながるのではないかと考えます。交流人口が大事な本地域においては、こういった取組で地域をアピールすることができないか、この点、見解を伺います。

さらに、現在民間検査の活用にあたっては、検体の送付に日数がかかり、検査結果まで時間を要するなどの課題があります。そこで、ただいま提案をさせていただいております検査拡充については、新型コロナ感染症という病気診断のための検査ではなくて、いわゆるスクリーニング、ヘルスケアと言われる分野の検査ですので、病院に負担をかけることはできません。病院以外の検査機関の設置あるいは民間検査センターの誘致などができないか、その考えをお聞きいたします。

なかなか収束が見えない新型コロナ、1年半にもわたり外出自粛や学校休業、マスク着用、手洗いの徹底など様々な取組を行ってまいりました。また、ステイホーム、三密といった新たな言葉が次々と生まれていますが、正直この先どうなっていくのか、漠然とした不安が常につきまといます。何をもちょうコロナ収束とするのか、収束なのか、それはいつ頃なのか、ワクチン接種については、これは完了時期が来ますが、その先はどんな社会が待っているのか、また想定をされているのか。目の前の対策に加えて、今後の地域をどう想定するのか、当然その想定によっては地域計画や取り組む施策も大きく変わってくるものと思います。現時点でのコロナ収束後の社会をどう想定されているのかをお伺いし、この質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、私からワクチン接種の現状とコロナ収束後の地域社会について答弁申し上げ、PCR検査の現状と検査の拡充については健康福祉部長から答弁申し上げます。

コロナウイルスに対する集団免疫の獲得については、現在、国内における具体的数値目標は示されていませんが、一般的に集団免疫については予防接種率が70%に至れば達成されると言われており、WHOにおいても、今年1月7日に開かれた会見の中で、正確には分からないものの、世界の人口の70%を超える人がワクチンを接種する必要があるとの見解が示されていま

す。こうしたことから、本市におきましても、少なくとも接種対象者の70%以上、およそ1万2,000人以上の方に接種していただければと期待しているところです。

なお、65歳以上の高齢者に対する接種については7月中旬に、それ以外の市民についても10月中には2回目の接種を終えることができることを目指し、接種体制の確保に努めています。

次に、ワクチンの接種対象を16歳以上から12歳以上に引き下げた件についてですが、本市では、使用しているファイザー社のワクチンについては、5月10日にFDA、アメリカ食品医薬品局が12歳から15歳への使用を承認したことを受け、国内においても、31日に法律上の公的な予防接種の対象に12歳から15歳を加えることが分科会で了承されたところです。これを受けて、本市としても接種対象年齢を12歳以上に引き下げることとしますが、15歳以下の接種には保護者の同意が必要であることから、接種をするか否かについては、ワクチン接種により期待される効果や副反応などについてしっかり説明し、本人の意思を確認した上で最終的に保護者が御判断いただくものと考えます。

次に、65歳未満の接種に当たり、年齢や職種などの順序を設けるかについてですが、国の基準では、まずは64歳から60歳の方、基礎疾患を有する方及び高齢者等が入所、居住する社会福祉施設等の職員を優先的に行うこととなっていますが、5月29日に河野担当大臣から7月末までに高齢者が確実に打ち終わるということを約束してくれば、独自の優先枠を設けて打っていただいて結構との考えが表明されました。このことを受け、本市では、高齢者に続いて、特に感染症が発生することで市民生活に大きな影響が出る職種及び主に高齢者が健康上の理由で利用される場で身体的接触が避けられない職種を優先することとし、高齢者施設の従事者のほか、保育士や学校教員、児童福祉施設の職員、バスやタクシーなどの公共交通を担う方、上下水道や清掃センターなどのライフラインを担う方、整骨や整体などの先行接種の対象とならなかった医療従事者に対し、先に接種券をお送りすることとしました。現在、6月8日から24日までの期間で基礎疾患を有する方の申出受付も行っており、7月7日には64歳から60歳の方と併せて接種券をお送りし、その後は年齢順に順次発送していく予定です。

なお、6月4日の通知で国は64歳から60歳の方を優先接種から外すことをしましたが、本市のスケジュールについては予定どおり進めることとします。

また、接種率等の公表については、6月8日から毎週金曜日終了時点における接種状況と予約状況をホームページに掲載していますが、市の期待値については、ワクチン接種はあくまで任意であることから、接種を希望しない方への配慮から掲載していないところです。

しかしながら、より多くの方に接種していただくことが集団免疫の獲得による感染拡大防止や重症化予防につながることから、引き続きワクチン接種によるメリットと副反応などのデメリットについて丁寧な周知を行いながら接種勧奨に努めてまいります。

次に、コロナ収束後の地域社会についてです。

さきに申し上げたとおり、現在10月中旬に接種を希望する全ての市民が2回のワクチン接種を終えることを目指し、取組を進めていますが、集団免疫の獲得による流行への抑制効果や変異

株に対するワクチンの流行性などについては専門家の間でも意見が分かれている状況です。

また、収束の定義については、今年2月の衆議院予算委員会の中で菅首相も収束を一概に定義することは困難との見解を示しているところであり、経済活動の再開や治療薬の開発、日常生活における制限の解除などから総合的に判断をされるものと考えます。

全国的に感染症の拡大が抑えられ、緊急事態宣言が解除された後の地域社会において何より重要なことは、コロナ禍の影響により大きなダメージを受けた市民の皆様の暮らし、とりわけ事業や雇用など、経済の回復であると存じます。したがって、当面は新しい生活様式を踏まえた中で、本市が地方創生の柱と位置づけている合宿や試験研究、観光やレジャーなどによる交流人口の回復を目指し、元気な土別を取り戻してまいる所存です。そのためには、市立病院を中心とした地域医療体制の充実はもとより、ワクチンによる集団免疫の効果が一日も早く現れるよう、国や道と連携し、接種を希望する全ての市民への円滑なワクチン接種に万全を期してまいります。

以上申し上げ、私からの答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 田中健康福祉部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君）（登壇） 私からPCR検査の現状と検査の拡充についてお答えいたします。

初めに、学校や保育園等の従事者に対する検査についてですが、市内小・中学校10校と土別東高校では、5月に204人を対象に検査を実施し、保育園や幼稚園等の就学前児童が利用する施設のほか、児童館やファミリー・サポート・センターなど20施設で210人を対象に2回の検査を実施しました。これまでの検査結果は、全ての方が検体の中に新型コロナウイルスが存在しない、いわゆる低リスクの判定であり、引き続き定期的な検査を実施し、クラスターの抑制や感染防止に努めてまいります。

一方、介護保険施設などについては、高齢者入所施設等感染予防対策事業として、検査費用などを含む感染対策経費の助成を行っています。現在、介護保険事業所を運営する法人等15か所のうち6か所から申請が出されており、残り9か所の申請はこれからになると思われませんが、PCR検査の実施状況についてお伺いしたところ、定期的な検査を実施している法人が2か所、定期的ではないが事業所が必要と判断した場合に検査を実施している法人が6か所あり、今のところ検査の予定はないとする法人が7か所となっています。今後も、PCR検査を含む助成事業の活用などについて周知する中、事業所の感染対策の強化を支援してまいりたいと考えています。

次に、検査の拡充についてです。

PCR検査については、議員お話しのとおり、感染拡大防止に資する重要な取組の一つであり、多くの業種で実施されることが望ましいと考えますが、現在、市が国の臨時交付金を活用し実施または助成しているPCR検査の業種については、感染による重症化リスクやクラスター発生時の影響度などを総合的に判断して選定したものであります。

また、合宿や企業の試験研究、観光などの来訪者にPCR検査を提供することについては、来訪者にも市民にも安心を提供できることとなりますが、検査を受けるか否かについては行政検査以外は任意であることから、任意性を担保した上での実施について関係団体との調整が必要と考えます。

このほか、検査結果が分かるまでの日数や検査を提供する対象範囲、検査体制、費用負担の在り方など整理すべき課題もあり、現時点で検査の拡充については難しいと考えています。現在、ワクチン接種が進んでいるところでもあり、今後、全国的な接種率の上昇に伴い、コロナウイルスを取り巻く環境が大きく変化していくことが予想され、それに伴い、検査の在り方についても、PCR検査がよいのか、あるいは接種後に抗体がついているかを検査する抗体検査がよいのかなど、変化していく可能性もあるものと考えます。したがって、PCR検査の拡充については、現行の助成制度の検証を行いつつ、補助金や交付金などを含む国の動向を注視する中で検討してまいります。

次に、PCR検査機関の設置についてです。

検査機関の設置や誘致につきましては、医療従事者の確保や本市または近隣の町村も含めた人口規模で検査機関の運営費が賄われるかなど課題も多く、現時点では難しいと考えています。最近では数多くの民間企業がPCR検査事業に参入しており、競争も激化する中で、検査通知までの時間短縮や検査手法の簡素化なども進んでおり、さらには変異株の特定ができるオプションなどを用意する企業もありますことから、まずは各種検査機関の情報収集及び情報提供に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 西川議員。

○6番（西川 剛君） 検査について確認をいたします。

今の答弁をいただきますと、必要性は感じているのかどうか分からないのですが、結果的には今それぞれ新たな取組というか取組拡充はしないという御答弁をいただきましたけれども、例えば今の答弁、ちょっと細かいことで恐縮ですけれども、抗体検査をすればいいのかどうか、検査の方法も含めて今後検討しますというのはありますけれども、結局、ワクチン接種は抗体をつくって、これは予防の一環ですから、かかりづらくなる、かかっても重症化を防ぐという取組ですよね、集団免疫は。検査は、あくまでもかかっているかどうか、その時点でウイルスを持っているかどうかを見るためのものなので、抗体検査があるから今かかっていないということにはならないと思いますので、ちょっとその答弁の中で、やらないということ、できないということは分かるのですけれども、ちょっと理由についておかしいのではないかなというのは指摘をさせていただきたいと思います。

その上で、答弁として確認なのですけれども、今後、検討して、やる方向で検討いただけるのか、本当に士別ではもうやらないのだとなるのか、私、昨年の6月から検査拡充はずっと議会でも訴えさせていただいて、4月からは介護現場であるとか子供を担当する職員のところに

補助金をつくっていただいて検査拡充、一步広がったと、ありがたいなと思っているので、ぜひこの姿勢を、広げていく姿勢を広げてほしいとか進めてほしいという思いで質問させていただいているのですけれども、ここでもう打ち止めなのだということなのか、そのニュアンスのところで申し訳ないのですけれども、まだ検討するということであれば、検討状況はどうだとまた今度聞きたいなと思うのですけれども、ずっと検討、調査、研究、検討ということで、ずっと1年間ぐらい来ているものですから、そもそもやらないのだったらやらないと言っただいてもいいのかなと思うのですけれども、その点、考え方をよろしくお願いします。

○議長（遠山昭二君） 田中部長。

○健康福祉部長（田中寿幸君） 再質問にお答えします。

このPCR検査には、今現在もそういったクラスターの発生の可能性がある、出ると影響が大きいといったところを中心に業種を選定して実施をしているということから、このPCR検査の意義というのは非常に大きいものと認識はしています。

先ほど抗体検査のほうがいいのだろうという答弁にお聞きしたと思われるのですけれども、これについては、これから接種が進む中において、いろいろな状況が大きく変わることが予想されるということで、このPCR検査、抗体検査、検査の在り方についても変わっていく可能性があるのではないかとということで答弁を申し上げたつもりでおりますので、決してPCRではなくて抗体検査のほうが無効になるだろうということではございません。

それで、現時点においては、そういったことも見定めながら、今やっているPCR検査等の状況をしっかり検証もしながら、引き続き国・道、また、この財源確保も含めて、そういったものを今後も検討していきたいと考えておまして、ここで全てPCR検査については終わりですということではございませんので、その状況も踏まえながら、全体の状況を踏まえながら総合的に検討してまいりたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（遠山昭二君） まだ西川議員の一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時51分休憩）

（午後 1時30分再開）

○議長（遠山昭二君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

6番 西川 剛議員。

○6番（西川 剛君）（登壇） 引き続き一般質問いたします。

やさしいまちづくりについて伺います。

午前中、大西議員との質疑の中で、牧野市長の3期12年のマニフェストについての質疑お聞

きました。その上で私も3期12年の牧野市政のマニフェストについて質問したいと思います。

牧野市政では、御自身のマニフェストにおいて、やさしいまち、たくましいまち、あたらしいまちの3本柱のまちづくりを推進されました。中でも、高齢者に、子供に、障害者に、生活者に、全ての人に優しいまちづくりを進めるとされたやさしいまちづくりでは、子育て日本一、健康長寿日本一のフレーズも分かりやすく、市民の評価も高い取組となりました。

加えて、市役所の職員の労働組合、職員団体のアンケートによっても一番評価が高かったとお聞きしております。9月に執行されます選挙で誕生する新たな市長の下でも、当然重視されるまちづくりの大きな柱であることから、施策について総括いただければと思います、具体的には高齢者に優しいまちづくりを進める上で実施をしてきた高齢者実態調査をしています高齢者世帯情報の把握の取組についてお伺いをしたいと思います。

高齢になってもこの地域で過ごしていただく、さらには施設での介護ではなく御自宅でも過ごしていただくためには大なり小なりの手助けが必要であります。高齢者実態調査では、それらの実態を当事者にお伺いして施策につなげるといった成果のほか、実態を地域の関係機関と皆様と共有する中で、福祉パトロールなどの見守り活動にも活用されております。高齢者にとって安心な地域づくりのため、極めて重要な取組だと考えております。

さらに、これも午前中の質疑でもありましたけれども、牧野市長御自身の政治姿勢でもあります市民との対話を基本とするであるとか、座して待つのではなく積極的に市民の輪の中に入るといった行動姿勢をこの取組によって職員にも実践させることもでき、そういった意味では施策づくりのほか、職員の意識改革や顔の見える市役所づくりといった様々な効果があったのではなかったかと思うところであります。

そこで、まずは高齢者実態調査の事業概要と、これまでの経過について、その概況を総括的にお知らせいただければと思います。現在、調査に訪れている世帯数や調査の内容、また、この間の調査から施策につながったものがあれば併せてお知らせください。

加えて、この調査で把握をされた高齢者世帯の情報については、市のほか、こういった事業や団体などで活用されているのかを併せてお聞きをいたします。

先日、このようなことがございました。高齢者世帯情報を基に、災害時に備えるための要援護台帳整備、これも行われているようで、この訪問調査を行った際、ごみ排出について御相談があって、その内容としては、行き止まりとなっている道路の奥に御自宅があって、ごみ収集車は自宅まで来ないため、これまで数十メートル先の道路までごみを持っていき、隣の家も含めて3家庭分を合わせて排出をしてきたと。それが高齢のため、そういった日々のことも大変になってきたので、どうしたらいいだろうかという、こういう御相談でありました。

この件については、環境センターに相談をしましたら、その日のうちに現地にお越しいただきまして、実態把握をしていただいて、お困り事を持っている家庭に訪問いただいて、次の収集から自宅前まで収集に伺いますということとなりました。この方のお困り事というのはすぐに改善をされました。まず、速やかに御対応いただきました環境センターの職員の皆さんに感

謝を申し上げたいと思います。

もう少し申し上げれば、後日談ではありませんけれども、この相談された方、90歳を超えるお一人でお暮らしの方でありますけれども、今回の件で対応いただいた職員の優しさにも本当に感謝をされておりまして、まだまだ長生きしたいと涙を流されていたとのことでございます。この場を借りて報告を申し上げたいと思います。

こういった事例など、解決するためにも市が保有または収集をした世帯情報、これを基にいろいろな見守りや声かけがされていることから、困り事がすぐに把握をされて、それが速やかに解決をされた、とてもよかった事例だと思います。だからこそ、こういった体制は今後も地域においては重要だと思います。継続をされると思いますけれども、引き続き体制維持を強く望みたいと思います。

少し質問が脱線をしますけれども、ただいま御紹介をさせていただいた例については、後日、環境センターにごみ収集の件で状況を伺っています。家庭ごみが有料化をされています。有料化の目的としては、戸別収集の維持というのを目的としています。家庭ごみを有料化することによって戸別収集が維持され、そのことによって、高齢などの排出のお困りを持っている方、排出困難者への対応や、ごみがふだん出ているのに出ていないというのに気づけば、何かあったのではないかというアラートにもなると思うのですが、実は、御紹介した件では、高齢者世帯の自宅前のごみ収集がされていなかった事例でございまして、この件をきっかけに市内ではほかに同様の件はないかとお伺いをしています。

当然ながら高齢者情報の把握世帯とごみ収集をされている家庭との情報が突合されて、このような例がなければ有料化の目的も当然ながら進められているんじゃないかなと思いますので、ちょっとこの点についてはこの場でその後どういうふうな対応がされているか、確認をさせていただければと思います。

最後に、繰り返しになりますけれども、この高齢者実態調査、午前中の質疑では、地域担当職員制度というところと連携でありますけれども、実態把握からの施策の検討にとどまらず、訪問機会の増など様々な効果がございまして、そういった取組でありますので、引き続き実施、さらにはバージョンアップなども求めて、この質問を終わります。 （降壇）

○議長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、私から高齢者実態調査の概要等について答弁申し上げ、環境センターのごみ収集の状況等については市民自治部長から答弁申し上げます。

高齢者実態調査は、高齢者が地域で安心して生活ができるよう、高齢者世帯の実態を把握し、地域で支え見守る仕組みづくりや、困り事や要望に対応することを目的として、2010年に65歳以上の独り暮らし992世帯の調査を行ったのが始まりで、主に地域担当職員がその業務を担っております。

また、その翌年には命のバトンの交付を開始したことを受け、実態調査と併せて命のバトン

の配付及び内容の確認を行うことといたしました。

その後、高齢者世帯の増加を受け、2012年からは対象を70歳以上の高齢独居世帯に変更し、調査内容や質問事項について毎年検証を行いつつ継続してまいりましたが、本市の高齢者人口は増加の一途をたどり、2019年には2,170世帯となりました。

このような中で、高齢化が進むことに比例して、70歳を過ぎても現役で仕事をしている方も増加傾向にあり、そういった方々から、高齢者として扱われることを疑問視する御意見も年々寄せられるようになってきたこと、このことを受けまして、昨年、2020年からは対象年齢を75歳以上に引き上げ、調査世帯数は1,549世帯と現在のところはなっているところであります。

昨年の調査では、新型コロナウイルス感染症により緊急事態宣言が発出されたことに伴い、外出自粛が強く求められたことでフレイルや認知症の発症が心配されたため、5月25日の緊急事態宣言の解除を受けて、例年は8月から実施してまいった調査を6月1日から前倒して開始をいたしました。

調査内容は、まず健康状態を確認し、臨時給付金の申請書の受理や困り事の確認のほか、マスクの配付や新型コロナウイルスに関する相談窓口の周知など、感染防止対策の徹底をお願いし、9月末には全ての調査を終えたところです。

今年度につきましては、7月からの調査開始を予定しており、例年の調査項目に加え、ワクチン接種の状況などについても調査することとしており、9月中には調査を終えるよう、現在準備を進めているところであります。

調査内容が施策につながったものとしていたしましては、調査の際に除雪に関する要望が多数寄せられたことを受けまして収入基準を大きく引き上げたケース、緊急通報サービスについては、85歳以上の高齢独居世帯については障害や要介護などの条件を撤廃し、希望があれば設置可能としたケースなどがあります。

また、その他の市民サービスにつきましても、調査の際にいただいた御意見を参考に改善等に努めているほか、訪問時の様子や相談の状況から介護認定などのサービス利用につなげることができたという事例などもあります。

訪問時の相談内容といたしましては、体調への不安や、除雪、施設入所などの高齢者特有の相談はもちろんでありますけれども、中には、不審者情報や、近所の道路が陥没した、あるいは市役所への御意見などをいただくこともあり、その都度関係部署と情報共有を図って早期解決に努めて今おります。

また、調査結果については、例年2月頃をめどに整理を行いまして、情報提供の同意を御本人からいただいている方については、緊急連絡先等の個人情報を自治会や民生委員・児童委員、消防などに提供し、見守り活動や緊急時の対応に活用しております。

さらに、調査の際に災害時の自主避難が困難と調査員が判断した高齢者については、本人の同意の下、要支援者台帳に登載し、同じく自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、消防などと情報を共有しております。

高齢者実態調査につきましては、高齢者の生活状況や困り事を直接把握できる貴重な機会と捉えており、今後におきましても、しっかりと調査を行いつつ、庁内や関係機関との連携の下、困り事の早期解決に努めるとともに、高齢者への適切な支援につながる施策として引き続き取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 藪中市民自治部長。

○市民自治部長（藪中晃宏君）（登壇） 私からごみ収集の状況について答弁申し上げます。

現在行っている戸別収集は、個々の排出の利便性と高齢者等の世帯を見守るという側面を持っており、戸別収集体制の維持は重要であると考えております。

しかし、玄関が私道に面し、大型車両が入ることが困難で、自宅前収集ができない家屋の場合、市が指定する直近の公道へ排出していただいております。現在11か所54世帯分を収集しております。また、収集場所へ排出することが困難な9世帯については、自宅玄関先に排出するようお願いし、収集対応しているところです。現段階で自宅前収集がされていない54世帯の中で排出が困難であるという方は確認されておりましたが、日頃の収集業務でごみが排出されていない、分別状況に変化があった場合に加え、パトロール中に気づいた点や、情報を得た場合、近隣住民の聞き取りや関係部局と情報を共有し、都度対応しているところです。

今後におきましても、日常の気づき、高齢者実態調査での情報などにつきましては、現地を訪問し確認業務を行い、関係部局との情報共有に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 2番 真保 誠議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1つ目に、緊急事態宣言下における公共施設の利用制限についてであります。

現在発令され、今月の20日まで延長されている緊急事態宣言については、今ここで説明するまでもありませんが、今月1日より本市では屋外体育施設に限り利用制限を設けて使用可能になりました。これらの施設の利用対象者は、市内在住者、市内に通勤、通学する方、それと市が認めた合宿者と限定されております。

報道記事によれば、利用には一定の制限と感染予防対策を徹底し、各施設のガイドラインを遵守するとなっております。市民の健康維持増進やストレスの解消などを考慮した措置なのだと察するところであります。半面、不要不急の外出は控えてほしいとした北海道緊急事態宣言の下、経済的支援があるとはいえ、飲食店など休業や営業時短の要請を受け、それを守っている市民がいることも事実であり、いささかの矛盾を感じている声も聞くところです。

本来、この緊急事態宣言を第一とすれば、この宣言中は全ての自粛をするべきですが、市内の経済対策と感染予防を同時進行で対抗策を講じなければならないという行政の難しさを感じるころでもあります。特に合宿の聖地を掲げている本市としては、各種合宿を本市において重要な位置づけとしていると報道にもありました。この緊急事態宣言下にありながらも市

外、道外からの合宿者を受け入れることは、よほどの覚悟を持って決断されたと察するところであります。しかしながら、報道の中では限られた文章であり、なかなか市民に詳しいところまで伝わりにくいので、さらに掘り下げてお尋ねしたいと思います。

そこで、次のことをお尋ねいたします。まず、1つ目が、この宣言下において合宿者を受け入れると決断された理由。2つ目、受け入れる合宿者の選定基準と根拠。3つ目に、合宿者、団体に求める感染対策の7項目とは何でしょうか。4つ目に、今回利用できる屋外施設の利用に当たってのガイドラインを利用者にどのように周知されているのか。5つ目に、ガイドラインを策定するに当たりリスク調査をしているのか。また、しているとしたら、何をどのように実施しているか。この5つであります。

さらに、今回は屋外体育施設についての使用休止措置の緩和であります。屋内施設においても、施設によって異なりますが、感染予防対策が優れている施設もあります。優先順位はあるでしょうが、今後は屋内施設の使用休止措置の緩和はどうお考えでしょうか。

さらに、これらの社会体育施設や社会教育施設のほかに市が設置している公共施設があります。屋内施設のうち、公衆浴場として位置づけられ稼働している施設があります。ぷらっと、和が舎、日向温泉などですけれども、これらの施設にはサウナが設置されております。その中でも閉鎖されているものもあれば、利用が可能なところもあります。この判断基準はどこにあるのか、理解できるように御説明をお願いします。

先ほどありましたが、屋内施設の中にも非常に感染防止の策が優れている、例えばあさひサンライズホールだとか、皆さん御承知ではないと思いますけれども、屋内の換気が20分以内で行われるとか、そういった非常に優れた施設もございますので、それも併せてお尋ねしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。 (降壇)

○議長（遠山昭二君） 牧野市長。

○市長（牧野勇司君）（登壇） 真保議員の御質問にお答えいたします。

初めに、合宿の受入れ理由と基準や感染対策についてです。

本市における合宿の取組は、まちづくりの根幹の一つであり、士別市まち・ひと・しごと創生総合戦略の柱にも位置づけている中で、ステップアッププラン事業やスポーツ合宿推進事業など施策体系的な組立ての下、官民挙げて推進に努めています。

本市における合宿の受入れは、陸上競技においては40年以上、スキージャンプにおいては60年にも及ぶ歴史とともに、ふるさと大使でもある日本陸上競技連盟顧問の帖佐寛章氏をはじめ、高谷雅史氏や澤木啓祐氏など多くの方々の支援と関わりの下で築き上げ、国内有数の合宿地として広く認知される状況にまで至ってきました。

こうした中で、本市において合宿する実業団チーム等は、社会的に重要な立場や大きな責任を担い、幅広い信頼と信用を重視する企業の下で活動しています。これらのチーム、そして選手、スタッフは、日常生活はもとより、トレーニングにおいても組織的な体制の下で高い意識

を持ちながら行動しており、新型コロナウイルス感染症対策や健康管理についても徹底した取組を実施しています。

特にトヨタ自動車やダイハツ工業は試験研究などの面からも深い信頼関係にあり、幅広い分野で本市のまちづくりに理解と協力をいただいていることに加え、両チームともに例年本市をホームキャンプ地として合宿している中で、昨年来、感染防止対策についても細心の注意と最大の対応に努めていただいております。

また、日本実業団連合に加盟する多くの実業団チーム関係者の方々においても、小・中・高生のスポーツ教室や市民との親睦交流活動を通じ、子供たちをはじめとする地域の人々との触れ合いも大切に合宿されています。

こうしたことも踏まえ、さらには、合宿受入れが地域の活性化や経済効果につながる取組であることから、合宿の里士別推進協議会としても構成団体の総意の下に感染防止対策を行った上で6月1日からの合宿について受入れを決定してきたところです。

受入れに当たっては、昨年同様、来市前2週間分の健康チェックシートの提出や双方の確認の下で交わす合意書に加え、5項目の追加対策をルール化し、感染対策の強化を図ることとしました。具体的には、合宿期間中の健康観察の徹底、体調不調時には行動を自粛する、また、市民との直接の接触の回避を基本とし、合宿と練習以外での注意行動を行うこと、そして、北海道における緊急事態措置を遵守するといった内容を明記し、より一層の対策強化を整えたところです。

次に、施設のガイドラインについてです。

本市のガイドラインは、スポーツ庁が示した感染拡大予防ガイドラインや北海道の感染症対策に関する基本方針を基に、各施設ごとにその施設や設備の特性も踏まえ、令和2年6月に施行し、その後の状況変化に合わせ随時改定してきました。

6月1日からの屋外施設の再開に関わっては、利用団体や学校に対して、これまで以上の感染防止対策の徹底と一層慎重な行動を求める文書を発送するとともに、本市が定める社会体育施設における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインに加え、各競技団体が示しているガイドラインに基づく対策も講じた上で利用していただくよう周知を図りました。

このような中で、各施設のエリアごとのリスク評価という形での検討は実施していませんが、スポーツ庁のガイドラインには感染リスクの高い場所や器具の取扱いについて示されており、本市もその内容を適用していることに加え、そのほかの対策として、プレイヤー同士で十分な距離を取るなどについても求めているところです。

こうした考えの下、屋内施設においては、各エリアでの利用人数の目安や共有スペースでの消毒器具の設置、用具の消毒対応など感染防止対策の徹底を図っているところですが、施設の再開については、当面、状況に大きな変化が生じない限り現状の対応とし、全国、全道的な動向も見据えながら順次利用開始に向けて調整を進めてまいります。

このところ、従来型からアルファ株やデルタ株など、新たな変異ウイルスの感染が進んでいる

ことも報じられています。市民はもとより、合宿者にとっても安全・安心を確保することを第一に感染防止対策をしっかりと実施しながら、引き続き合宿受入れを進めてまいります。

次に、公衆浴場におけるサウナの利用についてです。

浴場業では、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会が、令和2年5月に浴場業（公衆浴場）における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを策定しています。このガイドラインでは、サウナ室利用に関し、一度の利用人数や時間に制限を設けるなど密にならないようにする、対人距離を確保するよう利用客に注意を促すなどとしています。

このような中、今般の緊急事態宣言においては、サウナ室の利用に関する制限は発せられていないことから、本市において、浴場サウナ室を有する施設では、本ガイドラインを遵守するとともに、施設の目的などを考慮しつつ感染拡大防止に努めることとしたところです。例えばぷらっとや日向温泉のように日帰り入浴客のみの施設や、翠月、和が舎のように日帰り入浴客のほか宿泊者が利用するなど、浴場であっても利用形態の違いから同一の対応とすることは難しく、それぞれの施設において感染拡大防止策を講ずることとしたところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 先ほどの私の質問の中に、合宿先を受け入れるときの7つとかという項目をというお話がありましたけれども、今ここでおっしゃらなくても結構ですので、市民の方が、この合宿受入れに対して協力を願うという行政側からのお願いがありますので、この辺はきちんと市民の方に理解、協力していただけるためには、感染予防策について非常に皆さんに説明して分かっていただけるような、それは報道でも書面でも結構ですから、ぜひやっていただきたいと思います。

これから海外の合宿の受入れもいろいろ出てくる可能性もありますので、その辺はさらに感染予防に対する対応を講じていただいて、皆さんに御説明いただきたいというのをお願いしまして、質問を終わります。

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○2番（真保 誠君）（登壇） 2つ目の質問であります、本市の組織体制について質問いたします。

平成17年に土別市と朝日町が合併して16年になります。合併当時から朝日町は朝日総合支所、その後、朝日支所として本市組織において独立した組織として地域住民の生活を支える機関として存在しておりました。そんな中、本年度より本市の機構改革により組織体制が変わり、朝日支所が独立した組織から市民自治部に編入されました。これは一体なぜなのか。

なぜ独立した組織が必要なのかをよく考えていただきたいと思います。朝日町は、地域住民サービスはもちろんのこと、災害時などの有事の際に即対応できる機動力を抱えた土木業者を含めた協力体制は非常に整っている地域だと思っております。さらに、本市から20キロメートル以上離れている自治区でもあり、国や道の管理施設も多数存在しております。

令和3年第1回定例会において、市政執行方針には組織の機構改革や事務事業の再編など抜本的体質改善を行うと掲げられ、さらに先日、6月4日の第2回定例会の初日、市長からの行政報告の中で、地域の融合と組織のスリム化をさらに進めるために朝日支所を市民自治部に統合したと説明されていました。単なるスリム化といった理由でこの組織体制にしたのかをお尋ねしたいと思います。

インフラ整備が進む中での規模の縮小はやむを得ないとしても、本所組織への編入はいかなものでしょう。統合によるメリット、デメリットも含めた、統合した理由を明確にお答えいただきたいと思います。

また、以前の私の質問にもありましたけれども、現在の朝日支所の次長職を将来廃止するとの考えを示されたということは、今回の市民自治部に入れたと同様に出張所扱いにするのかという解釈でよろしいのかもお答えいただきたいと思います。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

本市の組織体制については、中長期的な展望に立った行政組織や財政運営の指針となる土別市行財政運営戦略において、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに柔軟かつ的確に対応できる機構改革を行い、適正な定員管理に努めると定めております。

具体的には、これまで市民本位のワンフロアサービスへ向けた建設水道部の再編や組織の簡素化による意思決定の迅速化と柔軟な人材活用などに取り組んできたところであります。

また、本年4月には機構改革を行い、総務部では2つの課を廃止して業務を再編したほか、委員お話しの朝日支所については市民自治部に再編し、部を統合することにより簡素で機能的な組織へ見直しを図ったところであります。

このことにより、組織力の強化と市民サービスの質を担保するとともに、新たな定員適正化と組織的な目標達成への取組をさらに進めてまいろうとするものであります。

一方、デメリットというお話もございましたけれども、機構改革、機構の見直しから約2か月半経過した現時点において考えられるデメリットというものは認識しておりませんが、業務を進める上で、今後、支障となるようなことが出てきた場合については、速やかに改善してまいります。

また、次長職とした支所長については、支所業務の的確な遂行に必要なその在り方について、今後においてもその職位を含めて検討をしてまいりたいと考えております。

なお、支所機能につきましては、当面区域に係る全般にわたっての業務をつかさどる事務所として、これまでと同様に維持をしてまいりたいと考えております。

本市の組織体制につきましては、今後におきましても時代の変化やその時々課題等に対応するため、随時その見直しを図ってまいりますけれども、地域振興、市民サービスの質の確保にしっかりとつながるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） 今の副市長の御答弁、ちょっと私が非常に不思議に思うのは、行政組織の中の、この市で発行されている中で、市民自治部の中に市民自治部朝日支所というのがあります。その業務の内容が、朝日支所には地域住民課と経済建設課があります。そして、地域住民課の仕事の内容は、総務部、市民自治部、健康福祉部の事務のうち朝日地区に関する事、経済建設課においては、経済部、建設水道部の事務のうち朝日地区に関する事。つまり、これは本所であれば全ての部の仕事をここでやっていくということに対する、それを市民自治部の中に取り込むということは、すごくねじれたというか、非常に不思議な感じがします、私は。本来であれば、直属の建設水道部の朝日担当だとか、例えば経済部の朝日担当だとかという組織体系なら分かりますけれども、市民自治部の中にある朝日支所がこういった業務を執り行うということに対してすごい違和感を感じますけれども、この辺はいかがお考えでしょう。

○議長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） お答えいたします。

今回、朝日支所を市民自治部とすることに当たっては、最初から市民自治部がいいのか、ほかの形がいいのかといったようなことでいろいろ検討をしたわけでありましてけれども、今、真保議員お話しのように、この業務についてはこの部とつながって、この業務についてはこの部とつながってということになりますと、一つは、先ほどデメリットというお話がありましたけれども、一つの弊害として、真保議員のお話の中に、朝日には災害のときにすぐ対応できるような業者の方もいらっしゃる、あるいは国や道の施設もあるということでありましてけれども、一つ、朝日支所として即応できる完結した考え方といったものをすぐ実行していくといった部分については、全体として一つの組織体であったほうがいだろうということで、今回それを一つの組織体として市民自治部にしたということでありましてけれども、先ほど申しましたとおり、今のところ、それによって不都合を生じたといったような事例は認識しておりませんが、何か問題が生じるといっている部分、これは、我々の組織体というのは、改めて申し上げるまでもなく、住民の福祉の増進ということでありまして、そこに弊害が出てくるということになれば、そのときそのとき適時見直すという考えを持っていかなければならないと考えております。

○議長（遠山昭二君） 真保議員。

○2番（真保 誠君） であれば、私は、なぜ、でしたらここに部長職を外したかというところも疑問な部分もありましたけれども、スリム化なり総合的などという部分、先ほど説明いただいたとおりであるとは思いますが、ただ、それであれば私は、副市長兼務でいいですから、朝日支所長を副市長兼務でも別に構わないと思っています。ということは、やはり朝日は朝日のあそこの自治区の中で一つの組織として業務遂行していくことが一番スムーズな流れなのかなという気がしてならないわけでありまして。

今回は、機構改革でこの4月からこういった形に流れて2か月間過ぎたけれども何の支障も

ないとおっしゃいますけれども、何か有事があったり災害に遭ったときに、後から後づけでやはりというんじゃないくて、そういうことが起きるということを前提に、まずその組織体制をつくっていただきたい。今どうのこうのということではできないと思いますけれども、組織改革については毎年検討していただけたらと思っておりますので、今後、有事あるなし別としまして、非常にスムーズな機動力を備えているという部分から含めて、そういった検討をいただきたいというのが希望でもあり、質問として最後にお答えいただきたいと思っています。

○議長（遠山昭二君） 相山副市長。

○副市長（相山佳則君） 再々質問にお答えいたします。

副市長兼務でというお話は、今ここで御提言として受け止めておきたいと思っておりますけれども、組織の見直しというのは、例えば3月から4月にかけて機構改革を行いましたけれども、その直近で見直しを行うということではなく、年間を通して、組織も生き物だと思っておりますので、あるべきかといったようなことを考えているわけであります。

1つの事例を申し上げますと、今のほうではデジタル化を進めるデジタルトランスフォーメーションということで、各地方公共団体も情報システムの標準化、共通化ですとか、様々な形でこれから地方もデジタル化を進めていかななくてはならないといったときに、我々の組織としてはどういった対応がいいんだろうかといったような、これも一つの事例ですけれども、ということも含めて様々な形で、今ある形がこれがずっといいんだということではなく、常に変わる時代の変革に対応するような住民福祉の在り方に対応できる組織体というものを考えていくということでありますので、そのことを含めて、朝日総合支所もそうでありますけれども、この本所地区の各部局についても統合、あるいは場合によっては新設というものもあるかもしれませんが、その時々状況を見ながら、住民福祉の増進のためになるような組織体として常に行ける視点を持って取り組んでまいりたいと、このように思います。

○議長（遠山昭二君） 9番 谷 守議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 令和3年第2回定例会に当たり、一問一答にて一般質問させていただきます。

1点目は、地縁法人制度、自治会、町内会の法人化の構築に向けてというテーマで質問をさせていただきます。

改めて、自治会とは日本特有のシステムであり、これまでの協働のまちづくりに一定の成果を出してきた社会資源であることに疑いの余地はないところです。また、行政とのパイプ役、行政サービスの一端を担い、行政の効率化も図ってきていると思います。

しかし、社会構造が大きく変わってきている現在、少子高齢化や人口減少による自治会の担い手不足が少しずつ顕在化していく中、ほかの自治体で既に行われている、やがては自治体自体がなくなってしまうということがないよう今回取り上げるところです。

そこで、まずお聞きいたしますが、そのような背景の中、本市での自治会加入率の状況はどうなのでしょう。直近のデータについてお知らせいただき、コメントをいただきたいと思

ます。

次に、自治会の法人化についてお尋ねいたします。

地域住民が自主的に集って活動する地縁による団体として自治会や町内会は会員の親睦と助け合いの大切な場となっております。自治会の法人化は、平成3年4月2日の地方自治法改正により、地縁による団体の認可、自治会の法人化制度として創設されております。

それまで、自治会、町内会は権利能力なき社団と位置づけられ、法人格を取得することができなかったことから、町内会館等の財産を持っている場合、当該団体の名義での不動産登記が不可能でありました。そのため、不動産の登記名義を町内会長等の個人名義としなければならなかったことなどより、本人の死亡による相続問題や当該名義人の債権者による差押え等の財産上の問題などを解消するため、不動産を保有または保有を予定している自治会に法人格を与え、当該団体名義での不動産登記を可能とすることが本制度の趣旨であります。

全国的に、ほかの自治体ではこの制度を採用しているケースが少なくないようですが、本市の状況は、この認可制度の取扱いは今のところなく、対象団体も当然ないわけですが、事前にお聞きしましたところ、一部個人名義の不動産を町内会の会館として使用する自治会もあるとお聞きいたしました。

そこで、本市の現状についてお伺いいたします。各自治会で使用している会館や集会所などで個人名義の不動産を抱えているケースが本市でどの程度存在しているのか、そして、その場合の税法上の取扱い等はどのようになるのか、また併せて、これまでにこの関係での相談等も地域からなかったのかもお知らせいただきたいと思っております。

そんな中、先月5月19日、第11次地方分権一括法が改正され、地縁による団体について不動産等を保有する有無にかかわらず認可が可能となりました。これにより、不動産等を保有していなくても幅広い地域活動を行う地縁による団体に法人格を付与することが可能となり、当該団体が地域で求められる役割を安定的、継続的に果たしていくことがこの法の狙いとされ、法人化への道が広がってきました。

繰り返しになりますが、地域の助け合いの活動も安定継続して行われるようになり、少子高齢化を支える拠点の一つとなる可能性も開けるところです。本市でも法人化が広く活用されることを期待し、その見解を求める次第です。

前述したとおり、不動産を持たない自治会や町内会は任意団体であるため、活動に伴う物品の歳出の購入も会長個人の取引となってしまいます。活動で事故が発生したら誰が責任を負うのか不安も募りますが、法人ならこうした悩みの対応も明確となります。

総務省の研究会が、国内の高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えてまとめた報告書では、現在の半分の職員でも機能する自治体を目指すよう求めております。それには、自助、共助、公助のバランスが重要で、とりわけ共助として地域の役割をどう位置づけるかが課題になると示しております。その共助の輪の中に自治会や町内会が法人として参加する意義は大きく、日常の声かけや見守り、高齢者や障害者の外出支援、災害時の無事の確認などは地域コミュニ

ティーの力が非常に不可欠なところです。

今回の一括法の基礎となった昨年6月公表の第32次地方制度調査会報告書は、2040年頃から逆算して、顕在化する諸課題に対応する必要性を強調しており、地縁法人制度の再構築として自治会や町内会の法人化について様々な団体との契約や連携による事業の幅の広がりを容易にするとの期待を寄せております。

憲法が定める地方自治の本旨は、自治体が主体の団体自治と住民参加の住民自治からなっています。自治体の効率化とともに、主体性ある住民参加の支援を進めるためには、この自治会の法人化ということもこれからの少子高齢化社会で必要なことと思ひ、共助の柱となるものと感じております。

以上まで述べてきた事柄について答弁を求め、私の最初の質問を終わります。 (降壇)

○議長(遠山昭二君) 牧野市長。

○市長(牧野勇司君) (登壇) 谷議員の御質問にお答えいたします。

初めに、本市の自治会加入の状況についてです。

本市では、65の自治会が活動しており、地域住民による自治組織として住民相互の交流や協働活動を通じて親睦を深めるとともに、地域の課題解決に向けて行政と連携を図りながらまちづくりを進めていますが、自治会加入率は減少傾向にあります。過去3年間の自治会加入率は、平成31年が75.28%、令和2年が74.9%、3年が74.3%となっており、高齢化や集合住宅入居者の未加入などが主な要因と推測されます。自治会によっては役員の担い手が不足し、自治会活動が困難になってきているという声があることから、自治会連合会では、こうした課題に対応するため、平成26年から自治会の体力づくりを活動目標に掲げ、自治会再編や人材育成に取り組んでいるところでもあり、市としても統合に向けた調整や財政支援など、引き続き自治会連合会と連携して取組を進めてまいります。

次に、自治会が保有する不動産等の有無についてです。

本市の自治会館は、寄附金や市からの補助金によって建設した後、市へ寄附した上で無償貸付けを受ける場合と、そのまま自治会所有としている場合の2つであり、個人所有の会館はありません。また、会館敷地については、その多くが市の土地を使用していますが、3か所の会館で個人所有の土地を使用しています。これら、土地、建物に係る固定資産税の取扱いについては、自治会所有の会館、建物は全て免税とし、また、個人所有の土地を使用している場合は、会館敷地として使用している面積について免除しています。

なお、自治会が個人所有の土地を利用していることに関して市へ相談が寄せられたことはありません。

認可地縁団体制度は、議員お話しのとおり、自治会が法人格を取得し、自治会館やその敷地の不動産登記を可能とするため創設された制度であり、本年5月の地方自治法改正により不動産等の保有目的の有無にかかわらず認可が可能となったものです。

認可を受けるためには、自治会の加入単位を世帯から個人に変更するなど、制度に合わせた

組織形態や運営の見直しを行った上で、地方自治法施行規則の定めに基づき、市に対して所要の手続を行う必要がありますが、従来の自治会活動の枠を超えた事業を展開しようとする場合は法人格を得ることで継続した活動基盤が確立されるものと考えます。

本市におきましては、先ほど申し上げたとおり、会館敷地のほとんどが市の所有で、自治会が土地の登記を行う必要がなかったこともあり、不動産等の保有予定が前提であった認可地縁団体制度について自治会へ積極的に御案内していません。

しかしながら、この法改正の趣旨を踏まえ、道内各自治体における制度の活用状況について本市の実情と照らし合わせながら調査・研究を行うとともに、市ホームページや自治会連合会を通じ各自治会へ制度周知を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 谷議員。

○9番（谷 守君）（登壇） 2点目は、公営住宅、市営住宅関連についてお聞きいたします。

私は、かねてより士別市公営住宅等長寿命化計画に触れ、今後の人口減少化の流れの中で、本市の公営住宅の管理戸数が多いのではということに言及してきました。

そこで、今回も最初に公営住宅の状況についてお伺いします。

直近の管理戸数、入居率、応募倍率等の状況はどのようになっているのか、お知らせいただきたいと思います。

次に、連帯保証人等の関係についてお伺いいたします。

2017年6月2日に、民法の一部を改正する法律が公布され、個人根保証契約の極度額の設定が必要となるなど、民法における債権関係の規定の見直しが行われました。これにより、公営住宅の連帯保証人と保証契約を締結する際に極度額を定めることが必要となり、それに伴い、本市でも昨年4月にこれに関する条例の一部を改正したところですが、そこでまずこの件で変わった点についてその内容を確認したいと思いますので、御説明をお願いいたします。

次は、公営住宅に入居する場合に連帯保証人を求めるか求めないかについて触れたいと思います。

前日の民法の一部改正により、今まで貸金債務において規定していた個人に対する包括根保証の禁止が不動産賃貸借においても適用されることにより保証がより厳格化されております。そして、近年身寄りのない単身高齢者等が増加していることなどを踏まえると、今後、公営住宅の入居に際し、これらの方が保証人を確保することが一層困難になることが予想されてきます。そして、何よりも連帯保証人を確保することができないために入居できないといったことが生じないように、本市でのこの条例改正の際に保証人に関する質問をしたところですが、その際の答弁は、保証人の確保が困難であると認められた者に対して連帯保証人を免除する取扱要綱を別に規定して対応したいとの話でありました。

そこで、その免除規定については昨年定められましたが、どのような内容なのかを改めて確認したいと思いますので、説明のほうをよろしくお伺いいたします。

あわせて、この件は本市の入居申込みの各種手続の書類の中には表現されておきませんが、申込みの段階でそれを知らないことにより申込みを断念することがないよう、注記として表現をしたほうがよいと思いますが、その点についてもお答えをお願いいたします。

これまでは、保証人の確保が困難な場合の対応は、市長がやむを得ない事由がある場合、と抽象的な表現から、今回の要綱に至ったことは大変柔軟な取扱いになったと思いますが、それでも私はこの際連帯保証人を求めないほうがよいという考えに変わりはありませんので、もう少しこの件でお話をさせていただきたいと思ひます。

公営住宅の目的は、公営住宅法では、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、または転貸することにより国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とすると第1条に規定しています。

このように、公営住宅は民間の賃貸住宅に比べて低廉な家賃が設定されていて、住宅に困窮する低所得者であっても入居が可能となっており、いわゆる住宅セーフティーネットの中核として機能していることは言うまでもないところだす。

ところで、保証、特に個人保証については、本来自らの責任でない他人の債務について同等の責任を負わされることから、保証人を保護するため、その負担する義務を制限しようとするのが今の時代の趨勢のようであります。

前述のとおり、住宅のセーフティーネットの中核としてその果たす役割が極めて重要になってきていることから、住宅に困窮する低所得者に対して低廉な家賃で住宅を提供し、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する目的で整備されていることから鑑みれば、入居に際して連帯保証人を求めることは、この法が入居者として想定している低所得者の入居を妨げ、かえって公営住宅法の趣旨に反する結果になってくると感じるところだす。

よって、繰り返しになりますが、入居の申込みに際して保証人を求めて債務の履行を確保しようということはもはや時代の趨勢にそぐわないと思ひます。また、債務の履行、家賃の確実な回収のほか、保証を求める理由として緊急時の連絡先の確保という意味合いがあるようですが、それは単純に保証人ではなく、連絡先の提出ということで足り得るものと思ひます。

加えて、総務省勧告、国土交通省通知の中でも公営住宅に連帯保証人を不要とする条例案も出されているところだす。

以上、本市が従前と同じく保証人を求めることになった理由について、その見解を再度今回確認する次第だす。

最後に、収納率向上に向けた取組について確認したいと思ひます。

家賃の確実な回収のためには、連帯保証人を求めることと求めないことは裏腹な関係で、前者が採用されるのが一般的と考えたいところだすが、私は今まで述べてきた理由、そのことで入居が断念されることがないようなことや、家賃自体は当該入居者への通常の収納催促をより強化することで足り得るものと思ひています。

そこで、本市の対応だすが、滞納整理要綱に基づき、滞納が発生している場合の対応、取扱

い方法についてどのように現在取り組んでおられるのか、併せて改善点や直近の収納率についてもお示しいただきたいと思います。

終わりに、士別市公営住宅等長寿命化計画によると、2027年度までは新規の建て替え事業は計画されておりません。私は、この適正な管理戸数も収納率に影響するものと思っております。

今後も、よりよい住環境の提供に心がけ、住宅セーフティーネットの中核として本市の市営住宅が機能していくことを望み、今まで述べてきたことの見解を求め、2点目の質問を終わります。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 千葉建設水道部長。

○建設水道部長（千葉靖紀君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

まず初めに、公営住宅の管理状況についてです。

令和3年5月31日現在、管理戸数1,078戸、入居戸数832戸、入居率77.1%であり、用途廃止予定である94戸を除いた実質の入居率は84.5%です。また、令和2年度の応募倍率は1.6倍となっています。

次に、連帯保証人に関する士別市営住宅条例の一部改正についてです。

民法の一部改正に伴い、本市においても条例の一部改正を行い、従前は定めなかった連帯保証人の極度額について、連帯保証人の保護を目的として令和2年4月より保証の極度額を近傍同種家賃の3年分と決めました。

次に、連帯保証人の免除規定についてです。

令和2年4月に、市営住宅条例連帯保証人免除等取扱要綱を制定し、連帯保証人の確保が困難な方に対する連帯保証人免除の取扱いに関し必要な事項を定めました。

免除の対象者は、65歳以上の者で同居者のいずれも65歳以上または18歳未満で構成される世帯、障害者世帯、生活保護受給者及び被災者で連帯保証人の確保が困難と認められる者、そのほか、これらに準ずるものとして、市長が特に認めるものとしており、入居決定者からの申請を受け、免除が適当である場合、承認しています。

議員お話しの入居申込みの書類に連帯保証人の免除事項については表記はありませんが、入居応募前の相談時に行う入居要件説明の際、連帯保証人の確保が困難である方に対しては免除事項について併せて説明しています。

公営住宅の連帯保証人制度の継続について、国により必須要件が緩和されたもので、要、不要は各自治体の判断とされています。

そこで、本市が連帯保証人を必要としている理由についてですが、家賃の滞納や必要な申告がされない入居者に対して連帯保証人に催告を行うことで入居者の納付意識が高まり、滞納の解消につながっていること、また、安否確認などの緊急時だけでなく、死亡や居所不明の際における明渡し手続など、速やかで法的な対応が可能な方が必要であること、さらに誠意が見られず、悪質な対応を繰り返す入居者に対する明渡しや訴訟対応など、公平で公正な公営住宅使用の実施にその役割は大きいことから、連帯保証人は必要と判断したところです。

次に、収納率向上に向けた取組についてです。

家賃等滞納者への対応については、平成28年度に全部改正した市営住宅条例家賃等滞納整理事務処理要綱に基づき行っています。要綱において、滞納者への納付特例や催告、連帯保証人に対する督促依頼を行うほか、生活住居を考慮した納付相談や指導などを行った上で、納付が可能であるにもかかわらず特に納付意思が認められない入居者に停止期限付明渡し請求を行い、それでもなお滞納が解消されない場合、訴訟の手続を行うことになっています。

なお、要綱改正以降、家賃等滞納を理由とした明渡し請求訴訟を2件提起しており、結果として全て市の主張が認められています。

また、本要綱は本年4月に一部改正を行い、滞納月数が一定以上となった者に対しても明渡し請求を可能としました。

最後に、直近の収納状況についてですが、5月31日の令和2年度出納閉鎖時点における現年度分住宅使用料は、調定額2億274万9,000円に対して収入額同額となり、収納率は100%となったところです。

今後においても、公平で公正な公営住宅事業の維持とともに、急速に進展する高齢化や社会情勢の変化による多様な住宅困窮者に対する住宅セーフティネットとしての役割に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○議長（遠山昭二君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

なお、明日は午前10時から会議を開きますので、御参集願います。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時40分散会）